

子ども・子育て会議基準検討部会（第4回） 議事次第

日 時：平成25年8月29日（木）13：00～16：00

場 所：中央合同庁舎第4号館12階第1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 小規模保育事業について
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3) 地域子ども・子育て支援事業（利用者支援）について
- (4) その他

3. 閉 会

[配付資料]

資料 1	小規模保育事業について
資料 2	幼保連携型認定こども園の認可基準について
資料 2 参考	幼稚園・保育所の現行の基準適合状況
資料 3	利用者支援について
資料 4 - 1	放課後児童クラブの基準検討スケジュール
資料 4 - 2	放課後児童クラブの基準等について
参考資料	委員提出資料

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので、第4回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。

初めに、本日の委員及び専門委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

今村委員、尾崎委員、菅家委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、尾崎委員、高尾委員の代理といたしまして、それぞれ高知県教育委員会教育長の中澤様、日本経済団体連合会経済政策本部長の藤原様に御出席をいただいております。

また、稲見誠委員におかれましては、所用により、遅れての御出席と御連絡をいただいております。

以上でございますので、委員総数31名中27名の出席でございますので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

なお、資料につきましては、議事次第に記載のとおり資料をお配りしてございますので、漏れなどあれば事務局にお申しつけください。

また、本日は森大臣が途中で御挨拶においでいただけると伺っております。その際には、議事を一時中断いたしまして、そのときだけテレビカメラの入室を認めたいと思います。委員の皆様におかれましては、あらかじめ御承知おきください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定でございますけれども、小規模保育事業につきまして60分程度の説明、御議論をお願いいたします。

続いて、幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして70分程度の説明、御議論をお願いいたします。

最後に、地域子ども・子育て支援事業（利用者支援）につきまして、45分程度の説明、御議論をお願いいたします。いつものように意見は簡潔によろしくをお願いいたします。

それでは、小規模保育事業について、事務局から御説明をお願いいたします。

小規模保育につきましては、今日で3回目の議論ということでございます。できれば、おおよその方向性について整理できるようによろしくをお願いいたします。

それでは、お願いします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料1につきまして、御説明させていただきたいと思っております。

前回から変更させていただいた部分を赤字で書かせていただいておりますので、そちらを中心にお話をさせていただきます。

資料の7ページ、8ページ、こちらにつきましては、職員の配置の人数あるいは資格と

いった点につきましての論点として、7ページのところにございますように、A、B、Cと3つのタイプを御提示した中のA型、B型のものにつきまして、さまざまな形態からの移行ということも踏まえて、0歳児につきましては3：1、1～2歳児については保育所と同様の6：1ということとした上で、小規模保育の特性を踏まえて1名追加配置という形で前回御提示したわけでございます。

これにつきまして、主な御意見ということで囲みの中に書かせていただきましたようなさまざまな御意見をいただいたわけですが、その中で、園長の関係あるいは事務職との関係等についても御意見をいただいたところでございます。

そういったところを踏まえまして、今回の対応方針の中では、前回と同様の考え方を踏まえながら、※印で赤く書いてございますけれども、小規模保育の管理者の取り扱い、事務体制のあり方、保育所分園制度との関係等については、公定価格の体系に関する議論の中で検討すると追加記載いたしております。なお、これは保育所等におきましても、いわゆる園長につきましての人件費あるいは事務体制についての人件費につきまして、保育所運営費の体系の中で整理されておることですので、それとの関係ということで整理したものでございます。

また、保育所分園との関係につきましては、今の分園制度は、小規模保育事業というものは存在しない中でつくってこられた制度でございますが、今後これをどうしていくかということにつきましては、また公定価格の御議論をいただく際にいろいろ御議論いただければと考えているところでございます。

8ページ、A型、B型の人数につきましては、今、申し上げた0歳児3：1、1～2歳児6：1プラス1名ということでございますが、その中でB型につきましては、前回も2分の1以上の方を保育士とするという形で御提示したわけでございます。これについても、またこの囲みの中に種々御意見ございますように、いろいろと御意見をいただいたわけでございます。全般的に職員の配置あるいは給食の実施体制等々につきまして、なかなか離島、へき地の場合においては、現実論として非常に難しいところがあり、ほかの地域とは少し分けた議論をお願いしたいという御意見もいただいたところでございました。それを受けまして8ページの下のところでございますけれども、離島、へき地における事業であって3歳以上児を常時受け入れることが想定される場合においては、幼稚園教諭または小学校教諭で市町村が必要と認める研修を受けた者をA型、B型における保健師または看護師と同様の特例、1人まで保育士としてカウント可というものに含めるというものを追加で入れさせていただいているところでございます。

9ページ、保育士以外の従事者の方々につきまして、一定の研修を実施していただくということで前回御提示したわけですが、そういった研修の実施方法につきまして、主な御意見のところにもございますように、市町村を単位としてやっていくだけではなかなか難しいのではないかといたった御意見も幾つかいただいていたところでございます。こういったものを踏まえまして、対応方針の中で、事業規模等に応じて、より広範囲な研修実施体

制の充実が求められるという記載にさせていただいているところでございます。

今度、10ページ以下がハード面の関係でございます。11ページのところに部屋の面積等についての基準でございます。A、B型につきましては、0歳児、1歳児につきまして1人当たり3.3m²、2歳児につきまして1人当たり1.98m²という形で御提示したものにつきまして、前回これに対する御議論は余りなかったと思いますので、そのままにしております。

12ページ、屋外遊戯場等でございます。前回、2歳児1人当たり3.3m²という形で御提示したわけでございます。これにつきまして、公園等がなかなか最近混雑しているという状況についての御意見等いただいたところでして、そういったものを踏まえまして、何も公園ということに限定せず、さまざまな公的な施設等の資源がございますので、幅広く代替地等については確保するという趣旨を込めまして、他の公的施設の敷地、その他の付近の代替地で可といった形の記述にかえさせていただいているところでございます。

13ページ以降が給食の関係でございます。自園調理を基本としつつ、一定の場合に限って外部からの搬入を可とするという考え方を前回御提示させていただいたわけですが、それにつきまして、15ページのところにありますようなさまざまな御意見をいただいたところでございます。とりわけ、このところにつきまして、へき地等におけるなかなか厳しい実情等につきましても御意見をいただきました。

こういったことを踏まえまして16ページのところでございますが、給食の取り扱いの中で自園調理を基本としつつ、連携施設あるいは近接した同一系列法人が運営する小規模保育あるいは社会福祉施設や病院からの搬入を可とするということに加えまして、こういった施設等が存在しないような離島、へき地におきましては、学校の給食室ですとか、学校給食センターからの搬入も可能とするという形に追加記載させていただいております。

現在、自園調理を行っていない事業はたくさんございますので、そういったものからA、B、Cの3つのタイプの小規模保育事業に移っていくに当たりましては、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整えるということで経過措置を設けたいということです。

17～18ページ、耐火基準の関係でございます。こちらにつきまして、前回、保育所の避難階段の見直しということとの関係について御説明したわけですが、ぜひそういった点については慎重にという御意見もいただいたところでございます。

18ページの一番下に※印で追加記載をさせていただきましたが、「国が定める認可保育所の設備基準（4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件）について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和されるよう、合理的な程度の避難基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討して結論を得ることとされている。」という記載を追加させていただきました。この4階以上に保育室等を設ける場合に、現状の保育所の省令の中では、一律に避難用の屋外階段を設置するよう求めているわけですが、それと同等の安全性、代替手段といったことを前提といたしまして、こういった見直

しをすることが予定されておりますので、それを御紹介させていただいたものでございます。

19ページ以下が連携施設の関係でございます。前回、さまざまな御意見をいただきました。20ページのところにその記載をさせていただきました。おおむね連携施設と言いましたときに、日々の保育に対するさまざまな支援という面と、小規模保育事業が0～2歳の子どもを対象といたしまして実施されていますので、その子たちが3歳以上になったときの受け皿という両方の面から、連携施設の存在というものの重要性を指摘いただく御意見が多かったように思います。同時に、そういったことにつきましては、一定の環境整備のための時間も必要という御意見もいただきました。また、こういった連携施設を設定するに当たりましては、当事者同士で調整するにしても、なかなかうまくいかないケースもあるので、自治体が間に入ってほしいという御意見もあり、また自治体が間に入っていただくにしても、なかなか強制的にここと連携するという形はとりにくいのではないかと。あるいは、連携した施設があるとしても、どこに3歳以上になって進むかについては、親のほうで選択できるような形も大事ではないかと。さまざまな御意見をいただいたところでございます。

こういったものを受けまして、21～22ページ、対応方針ということで整理したものでございます。まず、連携施設の設定ということにつきましては、先ほど申し上げましたような保育内容の支援という面、卒園後の受け皿の役割を担うという面、どちらの面からもございますので、こういった役割がある連携施設の設定を求める。ただし、離島、へき地等でほかにそういった教育・保育施設が存在しないなど、連携施設の設定が著しく困難と市町村が判断する場合にはこの限りではないという特例措置を講じる。

次の○でございますが、「その上で、当面は連携施設の確保・設定が困難であり、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間、市町村は、連携施設の設定を求めないことができる、という取り扱いとする」という経過措置を講じる。また、この経過措置の適用に当たりましては、市町村においては、1つには保育内の支援に関連して、例えば連携可能な施設についてモデル的な取り組みを始める。あるいは公立施設によるバックアップ体制の整備を行う、保育士等による巡回支援を行うなど、保育内容の支援を普及させることに資するような措置をしていただく。

2つには、卒園後の受け皿に関連いたしまして、3歳以降の円滑な継続利用に結びつけるために、利用調整に当たっての優先度を上げること、その他、必要な措置を講じていただくということをあわせてしていただくということでございます。

また、市町村による調整ということにつきましては、小規模保育事業者と保育所や幼稚園等の教育保育施設設置者との間で調整して設定していただくということは基本でございますが、その調整がうまくいかない場合においては、小規模保育事業からの求めに応じて市町村のほうで調整を行うということで、例えば私立の施設について、強制力は伴いません

けれども、あっせんや働きかけを行う。あるいは公立施設による連携を行う。こういった取り組みが一つ考えられるところでございます。

次のページ、連携のあり方でございます。小規模保育と教育保育施設の連携につきまして、これは1：1であるばかりではなく、1：複数、複数：1あるいは複数：複数といった多様な形態が考えられるということでございます。また、その連携関係につきましては、給食の外部搬入ですとか合同での健診、優先枠を設ける、こういったことが予定されている場合には、協定書等の締結を求めるということでございます。

情報公表といたしましては、今、申し上げたような協定書等を締結した場合はもちろんですが、それ以外の場合につきましても住民のほうにお知らせいただくということで明示することを可能にしたいと考えております。

23ページ以降、連携施設との具体的な保育についての支援の方法につきまして、これは例えばこういうようなやり方が考えられるのではないかと幾つかの事例ということで挙げさせていただいたものでございます。

24ページに一覧表にしてございますけれども、給食についての支援あるいは健康診断についての支援、園庭開放、合同保育あるいは後方支援、行事への参加、さまざまな形態が考えられるのではないかと考えております。それぞれの工夫でやっていただくということが必要と考えております。

25～26ページにおきましては、卒園後の受け皿ということにつきまして支援の方法のこういうようなやり方が考えられるということ为例示したものでございます。この中で特に25ページのところには1：1の場合、1：複数の場合あるいは複数：複数の場合、さまざまなケースに即しまして事例的なものを挙げさせていただいているところでございます。

最後に28ページ、利用定員の区分というところでございまして、①でC型の定員の取り扱いでございます。C型の現在行われている事業ということで見ますと、グループ型小規模保育事業というものが想定されるわけでございますけれども、これが最大15名ということで実施されております。C型につきましては、規模の小さいものに限定するということが含めまして、地域型保育事業の認可基準を整理する際には、実態を踏まえてさらに検討したいと思っております。

定員弾力化の関係につきましては、19人までという小規模保育事業と、20人以上という保育所の制度の境目がございまして、この利用定員の上限である19人の範囲の中であれば基本的には弾力的な取り扱いをしていくということでございます。

また、※印で書いてございますように、離島、へき地など、人口減少地域における定員につきましては弾力的に取り扱う方向でという御意見もございましたので、そういったことを書き加えさせていただいております。

特例給付という3歳以上の方の利用でございますけれども、こういった点につきましても、なかなかほかの保育基盤がないような人口減少地域等に関しましては、経過的な措置も含めて検討したいと考えているところでございます。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

ちょうど森少子化対策担当大臣が御到着になりましたので、プレスに入室いただいて、その後、御挨拶を頂戴したいと思います。

(報道関係者入室)

○無藤部会長 それでは、森大臣、お願いします。

○森内閣府特命大臣 少子化対策担当大臣の森まさこでございます。

委員の皆様方におきましては、いつも御熱心な御議論、ありがとうございます。

昨日、ちょうど横浜市のゆうゆうのもり幼保園を視察させていただきました。さらに、そこにお子様をお預けになっているお母様方。お父様方を期待していたのですけれども、ゼロでした。お母様方と車座ふるさとトークと言って、安倍内閣の閣僚が地域に出向いて少人数の皆様と話し合うということで、十数名のお母様方とお話をしてきたところでございます。この子ども・子育て会議におきましても、子どもの利益が第一という目線で議論を進めていただきたいと思います。切望いたします。

去る7月26日の子ども・子育て会議におきましては、自治体の計画づくりの指針となる基本指針を取りまとめていただきました。8月6日には、基本指針の取りまとめを受けて、自治体への説明会を開催、計画策定作業の本格化をお願いしたところでございます。

基本指針におきまして被災地への配慮に触れていただきました。私は、子ども・子育て会議の地方版の地方子ども・子育て会議、努力義務にはなっておりますけれども、現在のところ、7～8割方、各県において市町村に設置されていますが、福島県だけが未定の割合が38%と突出しております。福島県の子どもたちだけが置き去りにされることがあってはならないと思います。私のほうで担当者を福島県に派遣し、県内の市町村の担当者と情報交換、意見交換を行っております。一口に被災地といっても状況は自治体や地域によってそれぞれに異なっておりまして、自治体における事業計画づくりは義務でございますけれども、それさえもなかなかつukれないという状況に応じた支援を国のほうでもしっかりと行っていきたいと思っております。

委員の皆様におかれましても、今後も引き続き被災地の実情にもお心をお寄せいただきながら議論を進めていただくようお願い申し上げます。

本日の基準検討部会では、待機児童解消加速化プランで先取り実施する小規模保育事業のおおむね実施方針の取りまとめに向けた議論などをお願いする予定と伺っておりまして、本日もよろしく願いいたします。

また、先般、社会保障制度改革国民会議の報告書を受けました法制上の措置の骨子を閣議決定いたしました。私も、閣議決定でございますので、ここは文章をいろいろと頑張ったところでございますが、新制度の着実な実施に加えて、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行って、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するために、幅広い観点から、各般の措置を着実に実施する、財源を確保するというところ

ろも盛り込ませていただきました。

本日夕方に、少子化危機突破タスクフォースの第2期を新たにスタートする予定でございます。全ての自治体で新制度が円滑に実施されるように取り組むことはもとより、少子化対策の幅広い取り組みと財源確保に尽力してまいります。

委員各位におかれましては、子どもの最善の利益を実現できますように、引き続き御支援、御協力をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

カメラの方々はこちらで御退室をお願いします。

(森内閣府特命大臣退室)

(報道関係者退室)

○無藤部会長 また、森大臣は公務のためにここで退室させていただきます。

それでは、議事を再開したいと思います。

先ほどの御説明に対して、御意見、御質問のある委員は挙手をお願いしたいと思います。今、ざっと手を挙げていただけますか。そうしたら、順にやっていきますので、よろしくお願いいたします。

では、宮下委員からお願いします。

○宮下委員 ありがとうございます。全国幼児教育研究協会の宮下です。

小規模保育事業についてですけれども、9ページの教職員数と資格要件というところがございますけれども、C型の保育者に対する研修は非常に大事なものでございます。そのことについてどこが主催で行うのか、あるいはどのようなプログラムにするのかなど、研修システムについて具体的に示す必要があるのではないかと考えます。

もう一つは、健康診断についてですけれども、小規模保育事業を行う施設に入所する子どもたちや保育従事者、今まで先生の健康診断については記載されていません。子どものことだからということで保育士については何も触れてありませんが、幼稚園や保育所は健康診断をしなければならないということになっております。小規模保育事業を行う施設に入所する子どもたちや保育従事者の健康診断について、必ず行う必要があると思いますので、この義務づけをお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、中澤委員、どうぞ。

○中澤代理人 全国知事会としての御意見を申し上げます。

まず、小規模保育事業の基準づくりにつきましては、子どもたちの置かれている環境や地域のニーズを熟知している地方自治体が地域の実情を踏まえて柔軟に判断できる基準が必要であるという立場から御意見を申し上げてまいりました。

こうした点に配慮いただいておりますとあっておりまして、サービスの質的向上を担保しつつ、地域の実情の違いに一定の配慮がなされた柔軟な制度案をここまで取りまとめていた

いただいたことに感謝申し上げます。

その上で、再度お願いしたい点も含めまして、知事会としての意見を申し上げます。

まず、職員数と資格要件についてでございますけれども、有資格者比率を公定価格に反映させる仕組みとするなど、質の確保に配慮しながらも、柔軟な対応を図っていただくとともに、資格に関しても、人口減少や高齢化に伴いまして、保育士の確保が著しく困難な離島やへき地に配慮した特例を設けるなど、幅広い選択肢を示していただいたことは、大いに評価したいと思います。

なお、保育従事者の研修については、小規模な町村では単独での実施が難しい実情もありますから、都道府県単位など、広範囲な研修の実施も勘案いただけることはありがたく、都道府県としても責任を持って対応していきますので、具体的な実施方法はお任せいただきますとともに、実施に伴う財政面での支援についてはよろしくお願い申し上げます。

給食の提供でございますが、これまでも食の安全・安心や食育の観点を含め、さまざまな議論がなされた中で、地域の実情に応じた対応が可能となる視点で対応方針を御提案いただいたものと理解しております。離島やへき地と同様に自園調理に向けた環境が整わない地域についても、より柔軟な対応が可能となる方向での検討とあわせて、自園調理を行う場合は調理を行うための施設の改修に際し、国において責任を持った財政支援をお願いしたいと思っております。

次に、連携施設に関しては、特に離島やへき地などの児童の人口が減少している地域において、一町村に一保育施設しかないなどの状況から施設の確保が困難な場合には、自治体の判断の上で、必ずしも確保を義務づけないという特例を設けていただいたこと、また当面確保が困難な場合の経過措置を盛り込むなどの配慮をいただいたことは、地域の実情に即したものであり、評価させていただきます。

連携施設の確保の義務づけについては、前回の部会においてもさまざまな議論がありましたが、知事会としましては、連携施設がなければ直ちに3歳からの行き先に困る地域なのか、あるいは必ずしもそうではない地域なのかといったことは、当然市町村が十分に把握しておりますので、市町村がしっかりと関与していくことを義務づけた上で、連携施設の確保自体は努力目標とすることが適切ではないかと考えております。

最後に、今回の基準に沿って、地域の実情にきめ細かく対応していける小規模保育事業の拡充が図られていくことに大きな期待を寄せておりまして、サービスの質と量の確保の両面において、最終的に大変重要な要素となります財源についてもしっかりと確保いただけるよう、御配慮をお願いいたします。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、橘原委員、どうぞ。

○橘原委員 小規模保育事業につきましては、6～20人未満の多様な保育事業であります。

それも、0～2歳に対する保育が中心となる場所ですから、これまでの会議においても意見提案をさせていただいたように、現行保育所に準じた職員数や資格要件については、遵守すべきものと考えます。

なお、今回の小規模保育制度については、集団保育より家庭的保育に近いものであり、連携施設等他からの支援を受けながら運営される事業であるとの説明がこれまでも行われてまいりました。特に、保育所との連携と支援が最も重要視されることに鑑み、この事業を遂行することによって現行保育所の規制緩和につながるものにはならないよう、十二分に配意された制度が構築されることを望んでおります。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長の清原です。

本日、小規模保育事業について、部会長より、おおよその方向性の整理をしたので、それを確認する段階であるということですが、私としまして、この間、精力的に私たちの意見を反映していただいた一定の御提案があったものと考え、この内容についておおよそ了承したいと思います。

その上で、建設的という思いから、幾つか指摘をさせていただきます。

1点目、今回、小規模保育事業というのは、大都市部の待機児童対策として、また児童人口減少地域の保育基盤維持のための事業として期待されていることから、都内においても先行実施している自治体がありますので、このような取りまとめは非常にタイムリーであると考えます。

また、この間、地域型保育のうち小規模保育の基準検討を先行して精力的に御検討いただいたことは、大変意義あることと思っています。そこで、離島、へき地のあり方についても配慮した具体的な移行措置であるとか、いろいろな柔軟な提案をしていただいたことは、全国知事会の御発言のとおり、私も大変意味あることと思っています。

そこで、小規模保育事業については、面積基準が参酌基準となり、職員の資格要件についてもB型において保育士以外の従事も認められるなどの柔軟な対応が求められます。しかしながら、一方で大切なのは、保育士の比率が上昇した場合は、公定価格で段階的に対応していくことも示され、「質の向上」に向けた仕組みが目標として置かれている、これは極めて大事だと思います。今後、地域の実情に応じて多様な事業主体の参入とサービスの拡充が期待されますが、やはり森大臣もおっしゃいましたように、「子どもの最善の利益」を考えると、ただこのような小規模保育事業が数としてふえるだけではなくて、「質の確保」というものが制度の設計の中でも志向されていなければいけないと考えますので、今、申し上げました公定価格で段階的に対応していくというような方向性は極めて重要だと思います。

また、研修が重要なことは言うまでもないのですが、幼稚園の教諭あるいは保育士、今

後、保育教諭と呼んでいくのでしょうか、そうした専門職の計画的な養成も大学、高等教育機関との連携の中で、まさに示されていかなければならないと考えます。現職の研修や、あるいは資格はないけれども、実践を積まれている方の研修を重ねることで一定の質を確保することはもちろんですが、改めまして、若い層に子ども・子育て支援の専門職としての資格を得ていただけるような高等教育のあり方についても期待したいと思います。

2点目、先ほど申し上げましたように、今回、離島、へき地のあり方について柔軟な対応が随所に示されたということは重要だと思います。ただ、小規模保育事業に関連して、先日のある新聞報道の中には、「保育士の比率が都の基準よりも甘くなっており、質の低下に懸念がある」という報道がありました。また、この記事の中では、東京都の認証保育所や、横浜保育室などの地方単独型保育施設の多くが小規模保育事業に移行すると見られていると報道されています。しかしながら、ここで確認しなければいけないのは、東京都の認証保育所を例にとりますと、8月1日現在、施設数698カ所、定員は2万3,000人を超えています。定員19人以下の施設はそのうちわずか46カ所、定員は700人余りにすぎません。東京都認証保育所は、3歳未満の低年齢児を中心に受け入れ、待機児童対策に大きく寄与してきました。

東京都認証保育所については、現在、国と東京都の間で協議が進められていると伺っております。そこで、一部の新聞報道で懸念される部分もあるようですから、「待機児童解消加速化プランの中で認可保育所への移行を前提とした補助がなされることになっておりますけれども、今後の保育ニーズの増大に果たす役割を考慮して、十分な協議や検討をされるよう、要望したいと思います。

最後に3点目です。今回、19ページ以降以降、連携施設について詳細な検討と対応の方向性について示されました。これは、小規模保育事業が先ほど申し上げました質の確保、向上を果たしていく上で連携施設が有用であるということから、丁寧な整理をしていただいたものと思います。

例えば21ページ、市町村による調整についてのところでは、「小規模保育事業者と教育保育施設設置者との間で調整し、設定することを基本とする。ただし、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合、小規模保育事業からの求めに応じて市町村が調整を行うこととする。」とあります。市町村としても、このところは極めて重要でございまして、やはり各事業者の自立性、またあり方を尊重しつつも、市町村として適切な調整を果たすべく、役割を再確認したところでございます。何よりも子ども本位で、また保護者の皆様の意思決定を尊重しつつ、自治体として例えばこのような連携施設を持っていただくことによって集団保育の質の確保、給食の適切な提供、そして卒園後の受け皿について、より一層子どもたちが、保護者の皆さんが安心していただけるようにすることが総合的な質の向上につながるものと確信いたします。

したがいまして、本日の方向性について、おおよそ了承いたしますとともに、幾つか個別の点について、また、知事会もおっしゃいましたが、この移行期の「財源確保」につい

て、ぜひ担当の所管の皆様の方々の精力的な建設的な要請を期待しております。

以上です。ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

今回、取りまとめということで、事務局のほうで一生懸命、微に入り細に入り取りまとめさせていただいて、本当にありがたいです。

その上で、提案させていただきたいと思います。お手元にある各委員提出資料の最後のページのものをもとにお話しさせていただきます。

1つ目は、小規模保育、6～19人ということで、人数による段階分けが必要かなと思っています。例えば6人の施設となると、保育者のみでかなり小規模、家庭的にお預かりできるという部分はありますが、19人とかとなると、もはや保育園に近い形になります。そうしますと、小規模の中でもより大きな規模のものに関しては、やはり園長、施設管理者というものを保育園と同様に置くべき必要があるかなと思っています。認可保育所においては、ほとんどの園で園長を置いております。また、東京都認証保育所のような認可外保育所でも施設管理者を置くことは義務づけられていますので、小規模認可保育所となった場合には、少なくともある程度大きい規模のものに関しては園長を置くとしていただけたらと思います。

先ほど公定価格の部分で園長加算というような形で考えていきたいとおっしゃっていただきましたので、それを期待しながら、この場で念のため園長に関して置いていただきたいということできちんと要望しておきたいと思っています。それが1つ目でした。

2つ目です。A型、B型、C型という形でこれまでの認可外保育施設を幅広く包摂していこうという対応方針に関しては、非常に評価したいと思っています。一方で、B型の保育士比率、2分の1というものが一部の新聞で、それが質の切り下げになるのではないかとということを指摘されていますが、私は2分の1以上という基準に関しては支持します。

なぜならば、今ある多くの認可外保育施設をきちんと認可スキームへと乗せる、包摂し、全体の底上げが質の向上につながっていくと信じているからです。現在、認可外保育施設の中でも自治体が認証、認定している、準認可保育施設と呼ばれるようなものに関してはかなりたくさんあります。例えばこちらにも例示していますが、埼玉県家庭保育室や東京都認証保育所、神奈川県認定保育室、さいたま市家庭的保育室、横浜市横浜保育室、川崎市認定保育園云々という形で、それぞれの市でたくさんこうしたものをつくっています。その中では、保育士率はかなりばらばらです。3分の1から60%ぐらいまであるわけです。こうしたところが漏れなくきちんと小規模保育のスキームに乗っかってくるためには、かなり多くの苦勞が伴われると思います。その中で、何とか3分の1でやっているようなところを頑張ってもらって2分の1に引き上げてもらって、ちゃんと入ってきてもらえるようにするということをしながら、認証保育所や横浜保育室のようなものはそのまま移行で

きるというようなスムーズさが担保されているという部分で、そのバランスという意味においては2分の1ぐらいなのではないかと感じております。

そもそも小規模保育ですが、もともとは家庭的保育をグループでやっていこうというグループ型家庭的保育が発祥となっています。ですから、認可保育所が小さくなったのですと扱っていただきたくない。むしろ、それはさまざまな出自から地域に根づいて個別で行っていたりとか、小規模なグループで行ってきたものが制度化されているというような文脈で考えていただきたいと思いますので、全員保育士でないと言質が低いではないかと言われてしまうと、それはこれまでずっとやってきた小規模保育の歴史を鑑みていただけないように私のように現場で行っている者には感じてしまいますので、ぜひこれまでの小規模保育の歩んできた道を尊重していただきながら、新しく開くような方々にとっても使いやすい、そして何よりも子どもの最善の利益がきちんと確保されるような制度にしたいと思っています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは小室委員、お願いします。

○小室委員 ありがとうございます。株式会社ワーク・ライフバランスの小室です。

大きく1点だけですけれども、今、駒崎委員もおっしゃっていましたが、メディアでの扱われ方で質の低下ではないかという議論がよく出るなどと思って、ここでこれほどの質の議論をしているにもかかわらず、とてももったいないと感じています。

説明の仕方なのかと思っておりまして、こういったことが今議論されていますというのを文書だけで外に出していったときに、なかなか理解しづらかった記者の方が勝手に理解の中で、これは質の低下だ的な飛躍議論を書くことが多くて、もう少し、ビフォーアがこうで、今回のこれでアフターがこうなる、というような、記者の方が質の向上につながっているということがちゃんとわかりやすいような発信の仕方をするべきではないかと思っています。

委員として、これほど質の議論をしているにもかかわらず、とてもむなしいなと思ったり、それを誤解した方からのクレームが入ることもあるのです。もったいないと思っています。今、駒崎委員の出された紙を見て割とわかりやすいなと思ったのが、2のところですね。こういったビフォーアはこういう状態でした、なので、今、こういう議論をして2分の1とすることは以前よりも質の向上につながるのです、というようなわかりやすいものを何か1枚つけるだけで、記者の方の勝手な解釈という形になるのを防げるのではないかと。これはどういう結論にするか以上に、それがどういうふうに発信されて広がるかを考えながらやっていくことが大事ではないかと思っています。

また、今、少し意見が分かれているかなと思っているB型の保育士割合に関しては、私も2分の1を支持します。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

説明資料はぜひ気をつけたいと思います。

ほかに。

榊原委員、どうぞ。

○榊原委員 今日御説明いただいた小規模保育事業の大枠については、これだけ丁寧にまとめてくださって感謝しておりますし、私も大筋了解しております。

その上で、2～3点、さらに申し上げたいことがあります。

1つ目が、8ページ目、資格要件のところです。議論になっていますB型についてどうするのか。議論のこれまでの整理で多様な保育の実態、現状をまず受けとめ、移行を促すためにこうした受け皿をつくるべきでないかというのは現実ですが、対応として支持します。

ただ、ここでも再三議論しているように、高い質を目指していくのだという方向性と整合性をとるためにも、こうした受け皿を恒久化するのはいかなものかと改めて思っています。この制度については、5年後に見直しの規定も入っておりますし、例えば当面の5年とか当面の10年というように時限で限って、時限の措置としてこのような受け皿もつくる、しかし、将来的には全てA型なりC型なりと収れんさせていくというような方向性は当初から示していく必要があるのではないかと思っています。

安倍政権が打ち出しております待機児童解消の加速化プランの中でも、資格を持っていない保育所現場にいる人たちには、資格取得を応援していくというような措置も打ち出しておられるように、そういったような資格取得の支援も同時に行っていくようなこともあわせて検討していただければと思っています。というのも、保育の施設というのは、今、さまざまな養育困難を抱える家庭の地域での受け皿、拠点になっている。福祉のソーシャルワークの機能も必然的に求められるようになってきている。その中で、子どもを預かるだけの施設ではなくなっている。だからこそ、国民全体が消費税も投入するのだというところを踏まえた制度にしていきたいということです。

もう一つが、9ページの研修の件です。そこに整理されているような対応方針で大筋了解ですけれども、新制度における今後の研修のところは、ここに書かれたように、より広範囲な研修実施体制の充実が求められているということ、より専門性を蓄積した上での研修のさらなる充実ということも求められるということを考えれば、市町村単位ではなくて、都道府県の仕事として本来引き受けていただくべきではないかと思っております、改めてその点を指摘させていただきたいと思います。

社会的養護、児童相談所のような専門性の求められる子どもの施策は都道府県が担っているといった事業の整理の中でも、やはり都道府県がこうした事業は積極的に引き受けていただくことがあるべき姿ではないかと思っております。

もう一つが、18ページの避難階段についてです。避難階段については、なかなか特に都

市部では難しい面もあると思います。多様な保育の実態もこれから登場することになる中で議論を慎重に行う必要があると思うのですが、それでも、岩手、宮城などの被災地の取材をしてきた者としては、乳幼児を少ない大人でひとり残らずきちっと守り通して避難をし切るという作業の大変さ、難しさを私も教えられました。

10階にあるような保育所が本当に子ども、乳幼児を全員無事に逃げさせることができるのかということについて、改めてきちっとした検討を求めたいと思っています。避難階段に限らず、避難路について日ごろからきちっとした避難訓練を行う中で、本当にこれでもいいのかというような検討も行う必要もあると思いますし、この点については慎重な扱いをお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

私は、基本的には質問です。論点が少し違うかもしれませんが、小規模保育事業と保育所の関係と最近行われている規制緩和の問題について少し話をさせていただいて、もしよければ質問にお答えいただければありがたいと思います。

小規模保育事業というものが重要で、特に先ほどからお話がありましたように、都市部の待機児童の対策や過疎地の子ども集団をつくる対策として小規模保育というものができていて、その中で質の向上が図られるために認可化がされていって給付をしていくというのは非常に良いことだと思います。そういう中で、基準を今回、このような形でつくっているというのは適正だと私は感じております。

一方、保育所の規制緩和の会議にて例えば現保育所の保育士の基準を緩和してもいいのではないかという話し合いがあります。いわゆる小規模保育事業についてきちんとした話し合いがなされていることが保育所の基準緩和につながっていくことは遺憾と思われまます。小規模保育事業は基本的には保育所と違う性質のものが事業体として行われるのであるから、そのことは委員の方々もきちんと今日のような形で整理をしているのだと思いますけれども、このようなことが間違っても保育所の規制緩和や基準緩和につながっていくようなことがないようにしていただきたい。また、そのことについて厚労省の方々はどのような意見の整理としてなされているのかをお聞きしたいと思いますので、ぜひその点につきましては、よろしくお聞きしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

小規模保育事業と保育所の議論は全く違うものだと私も思いますが、改めて後で厚労省からお願いします。

それでは、坂本委員、お願いします。

○坂本委員 ありがとうございます。公益社団法人全国保育サービス協会の坂本でございます。

ます。

このたびの小規模保育事業につきましては、私どもといたしましても、おおむね賛成させていただきたいと思っています。特に、連携施設等におきまして事業者の求め、要請等に基づきまして、各地方自治体が調整してくださるということについては、事業者にとっては大変安心してこの事業に取り組めるものだと思います、感謝申し上げます。

さらに、もう一点、B型においてですけれども、こちらの保育士の割合、2分の1ということにつきましても、ぜひとも支持させていただきたいと思っております。保育現場において、保育に熱意のある人たちの活用ができるということについて、あるいは発掘ができるという面について非常にすばらしいものがあるのではないかと思うことと、同時に、育児経験あるいは幼稚園教諭というような保育士という資格ではないけれども、実際に保育にかかわっている方達が保育士資格の取得を目指すというキャリア育成にもつながるのではないだろうかと思っています。

その上で、やはりこうした今まだ保育士資格を持っておらずに事業にかかわる人たちがぜひとも保育士資格を有することができるような仕組みづくり、こちらも含めて、また検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

資料をお出ししていますので、委員の意見書の4ページをご覧ください。

この会議の中で、全ての家庭的保育者があたかも単に研修を受けて「保育士と同等以上の知識と経験を有する」と認められた者のみのように名称が使われることがあります、家庭的保育者の多くは保育士資格を保有していますので、その点に御配慮ください。

まず、1点目ですが、今回の資料では、資料1の8ページの点線囲みの〈主な御意見〉中の、一番上の意見や、下から4行目の、「B型は全て保育士とすることが望ましいが、保育士不足が深刻であることを考慮し、保育士を原則としつつ、一定割合の保育従事者及び家庭的保育者を認めることとしてはどうか。」の中にあります、この「家庭的保育者」は保育士以外の家庭的保育者を差しているのだと思いますが、このような表現は、家庭的保育者とは、「保育士資格を保有していない者」という誤解を助長することが懸念されますので、「保育士資格を保有せず、認定研修を修了した家庭的保育者」など明確な表記とするようにご配慮願います。

2点目は、認定研修の実施機関、実施内容、効果の検証の必要性についてです。認定研修とは、保育士資格を保有していない幼稚園教諭の免許や看護師の資格を有する方、またいずれの資格も持たない方を対象に保育士と同等以上の知識と経験を身につけることを目的に行われる研修（座学と保育実習）です。現在、都道府県や市町村が主体となって、この認定研修を実施しているところは非常に限られています。現行のグループ型小規模保育

においては、家庭的保育事業ガイドラインが準用されていますが、家庭的保育事業を運営する事業者がこの認定研修を実施することが可能となっている地方自治体があります。

この認定研修がどのような研修機関により、どのような内容で実施され、その結果「保育士と同等以上の知識及び経験を有する」と認められる効果が得られているかどうか、ぜひ検証して、「認定研修」そのものの是非や今後の研修実施体制を検証していただきたいと思えます。

私たちは、家庭的保育者とは、保育所保育士と同等の立場であるという誇りを持って保育に携わっております。家庭的保育者の専門性の維持向上という意味からも、質を低下させないようにお願いいたします。

最後に、先ほど清原委員からもお話がありましたように、8ページの下の公定価格のところですが、保育者が保育士であるか否かで、公定価格上、段階的に対応して頂く仕組みについては家庭的保育事業にも必要な事ですので、私どもも賛成しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございました。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 小規模保育事業については、おおむねよくまとめていただいていると思いますが、何点か意見を申し上げます。9ページの論点3において、B型、C型は、保育士以外の保育従事者については研修を求める、保育士については研修を求めない、という表記があります。研修内容やレベルの違いがあっても、どんな類型にいても、子どもの育ちが保障されるためには、保育士にも研修が行われる仕組みがあることが必要だと思えます。

小規模保育事業と連携施設の調整は、市町村が行うが強制力が伴わないとの記述があります。基本的に、市町村の認可事業として市町村が調整役をしっかりと担い支えていくという仕組みが必要だと思えます。また、研修も含め、市町村での調整等が難しい場合は都道府県が重層的に支えていくことが必要であると思えます。

○無藤部会長 ありがとうございました。

では、秋田委員、順番にどうぞ。

○秋田委員 ありがとうございます。小規模保育について大変丁寧な議論のもとで質の向上のためにおまとめいただいたと思えます。先ほどありましたように、B型に関しても認可基準上2分の1というようなどころについても、私も賛成です。それで公定価格、段階的対応というところは、質の向上というところで賛成です。

私は委員の意見をあらかじめ送っていただけて見せていただき、駒崎委員の、少なくとも10名以上について、園長にかわる人を置くことが望まれるというような原則が今可能かどうかわかりませんが、私もそういう方向がよろしいのではないかと考えております。

また、研修については、先ほど榊原委員からも言われましたけれども、都道府県単位でも専門的な研修を行い、それを養成校が連携をとって行っていくような仕組みを構想していただくことが必要であろうと考えております。

この論点にないのですけれども、1点だけ、ぜひ記述をお考えいただきたいと思うのが、1ページ目の小規模保育事業のコンセプトのところでございます。最初に、私は今後、待機児童のいる地域および人口減少地域の両地域、これからの過疎化地域の部分についても非常にこの事業は意味を持つと考えておりますが、「使い勝手がいい」、「安心して預けられる」というのはいずれも、親のほうの都合のみを述べています。

それに対して、やはり子どもにとっての意義、「どこの地域においても、特に3歳未満の子どもが自分の家庭の近くで安心して過ごせる」とか、安心して預けられるというだけではなくて、「乳児期の子どもの健やかな保育を保障できる場がある」というようなニュアンスを入れていただくことが、とにかく預かってくれるところに子どもは預けられればいいというのではないというのが最初のコンセプトで明確に打ち出されるということが質の向上上で重要だと思います。ですので、この事業の理念のところにつきましては、資料の上の3つの記載部分に反対はしませんが、その太い青い矢印の後の書き方についての御配慮をもう少しいただけたらと思うところです。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

認定こども園協会として、今の観点で、全体像としては非常によくまとまってすばらしいものになってきていると思っています。ただ、連携施設について、今、小規模保育の施設のメインの話の中で、認定こども園というのはいろんな機能の観点でいろんな連携ができる可能性がたくさんあると考えております。

ただ、もう一つ、先ほど佐藤委員からお話があったように、認可が市町村であるということも踏まえますと、もしかすると、市町村の中における連携施設ということ考えたときに、連携するほうの施設としての例えば公定価格の問題とか、そういうのも必要なのではないかと考えております。

要は、多分いろんな行事の中で一緒に合同で保育をしたりとか、健康診断でも何でもいろいろあると思います。あと常時いろんな保育をともにしていくという観点を踏まえましても、もしかすると連携施設に対するある程度の配慮をここの中できちっと入れていただければ幸いかと思っています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

大日向委員、どうぞ。

○大日向委員 ありがとうございます。小規模型保育事業に従事する保育者の養成と質の確保に関しまして、大変重要だということは何人かの委員の方の御意見でありまして、私も全く同感です。小規模型保育事業のうちの特にC型、家庭的保育者の認定研修と基礎研修を基礎自治体とNPOが共同で実施している事例を御参考までにお話をさせていただけれ

ばと思います。

委員提出資料として1ページ目、この事業は基礎自治体といたしましては、港区、千代田区、浦安市、高浜市と私がかかわっておりますNPO法人あい・ぼーとステーションの協働で2005年から9年間実施しております。もともとは地域で子育て支援、家族支援をする方々の養成というところから始まりました。資料1ページに三角の絵が書いてございますが、3級から始めました。3級というのは、子育てひろば等で親子とかかわり、遊びを支援したり、あるいは施設内で保育士資格を持っているスタッフと一緒に一時保育に従事したりする人たちです。

3級の認定を受けた後、2級にいきます。2級は、地域の子育て家庭のニーズに対応する、派遣型・訪問型一時保育事業として、原則1人で原則保育を行います。ですから、レベルは2級のほうが上がっております。3級、2級、いずれも90分の1コマ単位を30コマに実習をほぼ3カ月間にわたって実施いたします。認定を受けた後も、毎月1回、バックアップ研修を行ってスキル維持向上を図ってまいりました。

この3級、2級を実施した後に、それぞれ各自治体の御要請もありまして、地域の実情に合わせた人材の養成をさせていただいています。それが家庭的保育者であり、子育てケアマネジャーだったりコンシェルジュです。

まず、家庭的保育者の認定のほうを御説明いたしますが、1ページ目の下に認定研修、基礎研修、分けて書いてあります。これはいずれも厚生労働省通知に照らしまして、3級、2級のカリキュラムの各科目をガイドラインの科目に読みかえて対応しております。さらに、ここが非常に大事だと思うのですが、各自治体所管課で認定研修に該当する実習を連携園で別途ガイドラインに即して実施もさせていただいています。

この認定研修は、保育士資格のない方ですが、認定研修を受けた後、これもガイドラインに即した実績を踏んだ後、基礎研修に該当する過程も設定しております。この基礎研修は、しかしながら、先ほども御意見があったと思いますが、有資格者であってもすぐ家庭的保育者になれるわけではありません。有資格者も家庭的保育者のガイドラインに沿った基礎研修を受けていただいています。

2ページ目、かなり質の確保は重視しておりまして、厳しい基準を課しておりますが、実績といたしましては、そこに書いてあるような4自治体で3級、2級は1,300名を超えております。9年間での実績数です。その中から家庭的保育者養成の認定研修・基礎研修を経た有資格者を含めた家庭的保育者、あるいは補助者がそこにありますようにそれぞれ自治体ごとに人数が記載してございます。

千代田区では現状2カ所、浦安では4カ所、家庭的保育室を開設し、利用者から大変喜ばれております。新制度は地域の実情に応じて保育事業を展開するということだと思います。地域型保育の実施主体となる市町村が、それぞれの地域の実情に合わせて保育者を養成できる仕組みが今後、必要になってくると思います。そこには顔の見える関係が非常に大事です。どこそこの何丁目に住んでいるあの方の御家庭を使わせていただいて、こうい

う家族構成だから、この研修を受けていただくと家庭的保育者として従事ができるという顔の見える関係でやらせていただいております。

連携園も、地域の実情に合っつきめ細やかに対応していただいております。もっとも、皆様の御意見にあるように、全ての市区町村がこうしたことを実施できるとは限らないと思います。したがって、県ができること、市区町村が得意とするところを機能分化しながら連携して今後こうした事業体がふえていくことがふさわしいのではないかと考えております。

なお、その下に記載してあります浦安市の子育てケアマネジャーについてですが、これは後段の利用者支援事業のところで申し上げるのが適切かと思いますが、今、この説明の流れの中でほんの短く御説明させていただきたいと思います。

3級、2級を経た方の中から、浦安市では子育てケアマネジャーという方を養成しています。市民目線で、しかし、きちっとした専門的知識を3級、2級、そして1級に相当するものをお受けになって、子育て家族が抱えているさまざまな相談に面接や電話で応じて、浦安市の中にあるさまざまな専門機関につないでいくという、いわばワンストップサービスの機能を果たしていて、これも今年で6年目になりますが、市民の方から徐々に大きな信頼を得ております。これに関しても毎月、どういう相談を受け、どういう対応をしているか、私もかかわってバックアップ講座を行い、担当者の方と一緒に検討しております。これは基礎自治体単位で行っている一つの人材養成ですので、県で今後バックアップしていただくことも大変必要かと思いますが、県と市区町村連携という一つの道を模索する上でも御参考になればと思って御紹介させていただきました。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定子ども園連絡協議会の溜川でございます。

1つだけ質問させていただきます。

いわゆる連携のことでございます。自治体の異なる施設同士の連携が考えられると思うのですが、そこら辺のことがどうなのかなと心配いたします。といいますのは、市町村が調整機能を持つということは、それはそれでいいところかなと基本的に思いますが、正直言って、市町村は自分の自治体の範囲を超えることを極めて不得意としていまして、もう少し悪い言い方をすると、ほとんどそれをしないと書いてもいいのです。

異なるケースですが、実はある町村が立派な認定子ども園をつくったのです。5億かかるのです。3つの保育園を統合いたしまして5億かかる。我々がつくったら2億で済むものです。税金でつくるとそういうことになってしまうのです。そうしましたら、その町の近くに住んでずっと営んでいる施設のお子さんたちがどどとそちらに行ってしまったのです。20名行ったそうです。つまり、市境とか自治会の境界のあたりでは現実出るので。当然、認定子ども園の関係では、需給のことについてそういったことも考えていきま

しょうということが確か述べられていたと思いますが、この小規模型保育についての連携もそのところが大変気になるところです。

関連しまして、公立の施設と私立の小規模型の関係とか、市町村がどうしても公立施設同士とか公立施設との何かを考えがちです。それは自治体自身の施設ですから、当然運営しやすいものとなります。公というのはそういうものなのです。そのときに、私立がそこにありながらも、自分の公立保育所のほうに誘導するということがないとも限りません。申しわけないのですけれども、実際いろんな事例でそういったものをこれまで経験していますので、その点、気になります。自治体の異なる連携については、どう考えるのか、その調整は一体誰がするのか。

いわゆる小規模型の連携施設については、相手が公立なのか、私立なのかというときに、市町村は公立だけで済ませようというのではなくて、本当に子どもがどこに通うべきかという視点で、きちっと公私別に考えていただけるのかどうか、そこら辺をどういう制度として確保していくのかという点を御質問させていただきます。

なお、先ほど新聞記者の方が異なる書き方をして云々という御意見があったのですが、私は単にそれは新聞を書いた方が勉強不足だけだった話で、説明者がその方法も考えるなどというのはどうなのですか。やはり書くほうは責任を持ってきちっと事実を伝えるのがメディアの責任ではないですか。それを説明者の説明の仕方がさもおかしいような話をしている、内容が十分伝わっていないのは説明者にあるような意見には賛成できません。
○無藤部会長 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

では、幾つか御質問がありましたので、お答えをお願いします。

○橋本保育課長 それでは、いただきました御質問あるいは御意見につきまして、若干私から申し上げたいと思います。

宮下委員初め何人かの方々から、研修についての御意見ないし御質問を頂戴いたしました。本日の資料の中で、まだそういった資格を持っていない方に対する研修の仕方について、具体的な内容が余り書いてあるわけではございません。今、保育士の養成というプログラム以外に、確立したものとして余りあるわけではございませんので、家庭的保育事業につきましての認定研修あるいは基礎研修といったものについてのガイドラインがあるということがございますので、本日の資料の中の9ページのところがございますように、当面行うべき研修につきましては、家庭的保育の現行のガイドラインの中でございます基礎研修なり認定研修といったものに準じた形で行う。なお、先ほどの鈴木委員からのお話にもございましたように、家庭的保育の研修の内容そのものにつきましても、今後、地域型保育事業の中で、今回は小規模保育事業の議論をいただいておりますけれども、家庭的保育事業についての御議論もいずれいただかなければならないと思っております。そういった中で、研修の内容につきましても、また御議論いただくということにもなろうかと思っておりますし、そういったものも含めまして、内容的には所要の見直しをしていくということに

もなろうかと思えます。

また、研修の実施体制につきましては、先ほどの秋田委員からの御意見にもございましたように、より広範囲な、特に都道府県と大学を初めとする養成校等との協力関係の中で、より現在の市町村が中心となっているやり方よりも充実した形での研修を摸索していくというのは今後の方向性だろうと思っておりますので、その方向でより具体化を進めてまいりたいと思えます。

健康診断のことについてのお話がありました。本日の資料の中で健康診断についての記述はございません。健康診断につきまして御承知のとおり、保育所におきましても幼稚園と同様に、これに準じて行っているわけございまして、当然のことながら、保育所や家庭的保育等と同様に健康診断を行っていただくという方向で最終的には整理するものと思っております。

あと、財源の確保ということの重要性につきまして、何人かの方から御指摘いただきました。この子ども・子育て支援新制度を実施していくに当たりましては、追加的な財源確保を前提としながら進めてきていただいているわけございまして、当然のことながら、小規模保育を初めとする諸事業の推進に当たりましては、私どもとしても最大限の努力をしながら財源確保をしてまいりたいと考えているところでございます。

橘原委員あるいは坂崎委員から、保育所の規制緩和の問題との関係はどのように考えるかといった御意見、御質問も頂戴したところでございます。先ほどの資料説明の中でも申しましたけれども、小規模保育事業を基本的な性格として申し上げれば、1つは、対象年齢が0～2歳でございますので、そういう対象年齢が保育所と比べると限られた低年齢層というところがございます。また、人数的にも小規模で、どちらかという家庭的保育に類似した性格を有する事業というところがございます。

また、この基準の中でも連携施設を位置づけておりますように、ほかの保育所等からの集団保育その他の支援あるいは連携を必要とする事業でもございます。したがって、小規模保育事業における職員配置基準は、保育所のような0～5歳全体を対象に20人以上の集団で保育を行って、地域の保育の受け皿としての基幹的な役割を担う施設、保育所や認定こども園のようなもの、そういったものの基準と小規模保育事業との基準というものはおのずと異なるものだろうと思っております。

B型を設けましたものもさまざまな事業形態からの移行の受け皿ということであり、また、新たな制度的な枠組みの中にできる限り包摂していくという必要があることから、保育士の配置割合を2分の1以上とする類型を設けているわけでございます。全員が保育士であるA型、半数以上が保育士であるB型、これは連続的な性格のものという位置づけになっていることは御理解いただけたと思っておりますけれども、保育士の配置比率の向上に伴って、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で始めた事業所が段階的にA型に移行するような、そういった質の向上も期待できるのではないかと思っております。

こういった保育所等の20人以上の保育ということで考えてみますと、これは今議論する

までもなく、以前からずっと制度的な枠組みが確立しておいて、それにのっとって規制ないし財政支援が行われているわけであります。それに対しまして、小規模保育事業というものは20人未満というこれまで制度的な枠組みがなかった領域の中で多種多様な既存の事業を制度内に包摂して質の向上につなげることが狙いにあるわけでございまして、こういった制度的な枠組みは既に確立しているところでの規制緩和の議論と、こういった枠組みがなかったところにおきまして、新たに制度を立てるときに、それを全体として包摂するためのものはおのずと性格が違うものと理解いたしております。

したがいまして、私どもとしては、今回の小規模保育の事業の中で、多様な形態を設けることが保育所の規制緩和にただちにつながるものとは考えておりませんし、これまで規制改革の議論の中におきましても、保育所の人員配置基準について、緩和をすることは考えていないとる申し上げてまいりました。そういった方針に変更はございません。

榑原委員から、今後の考え方といたしまして、恒久的なものにするべきではないという趣旨の御意見をいただいたところでございます。先ほども申し上げましたような、制度を新たに創設するという現段階の状況の中で、今回、B型のような類型も含めた形での創設をするわけでございますが、当然のことながら、この制度を運営していく中では、その時々状況に応じた制度の見直しは当然伴うものだろうと思っておりますし、今後、この制度が継続していく中で、また、全体としての制度見直しの機会も来るわけでございますので、その時点において、果たしてその先の基準、あり方がそのままよいかどうかにつきましては、子ども・子育て会議の場におきましても、また今後御議論いただければと思っております。

鈴木委員から、先ほどの家庭的保育者というところの記述が誤解を生むという御指摘をいただきました。私どもとしても配慮が足りなかった部分だと思っております。おわびを申し上げます。

また、秋田委員から、使い勝手のよさ等々についての御指摘もいただきました。これもまことに配慮の足りない書き方をしたと思っております。今後の資料の作り方におきまして、反省させていただきたいと思っております。

佐藤委員から、保育士であったとしても研修は必要という御意見をいただきました。これは、この資料の中では、事業を開始し、従事するに当たりまして、必ず研修を受けていただくかどうかにつきましてはのことで記述させていただいたわけでござすけれども、当然のことながら、保育士といえども、絶えず質の向上に向けて研鑽をつまなければならないことは当然でございまして、そういう意味では、従事する、あるいは認可するに当たりましての要件という形では課してございませんけれども、当然継続的な研修はしていただくということは前提でございます。

連携施設のあり方ということにつきまして、先ほど古渡委員から、何かしら連携する側にも配慮をといった御意見もいただきました。また、公定価格としての議論もしてほしいという御意見をいただきました。私どもとしても、そういった点、当然、今後公定価格の

中での御議論の一つとして考えられるものと御理解しております。

溜川委員から、自治体をまたがった形での連携は考えられるのかという御指摘をいただきました。私どもとしても、それは当然考えられることだと思いますし、また、連携先、必ずしも公立ということに限られるものではありません。私立の施設も含めて幅広い中で、ベターな連携先ということで模索していただければと思っているところでございます。

大体以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

以上、今日を含めて3回にわたり議論いただきました。大体今日のところで議論もおおむね収れんしてきたと理解してございます。しかし、その中で特に質の確保向上につきましてはさまざまな御意見を頂戴いたしました。事務局案の中にも保育士比率の上昇を促す仕組みの検討を入れてあるわけで、御賛成の意見を複数頂戴しました。また、恒常的な基準として捉えるものではなくて、さらに、よりよい方向を目指していくべきだという御意見も頂戴したわけでございます。

今後、公定価格についての検討も控えておりますので、そのような質の確保向上を目指すべきであるという方向性、認識を共有した上で、今日のところ、小規模保育についての議論を一区切りとさせていただき、本日いただいた意見を踏まえて、具体的にどのように反映するか調整でございますけれども、部会長の私と、大日向部会長代理に御一任いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、必要な調整を経た上で、政府において小規模保育の実施に向けた準備作業を進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

念のために申し上げますが、一区切りという言い方は、つまり、小規模保育について、これがこの新制度全体で最終決定ということではなくて、先行実施のためのものですので、また追々の調整もあり得るという意味でございます。

続きまして、議事を進めます。

幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、事務局より資料の説明をお願いします。

○蝦名幼児教育課長 それでは、お手元、資料2がございまして、幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、資料の御説明をさせていただきます。

2ページ「I 総論」というところがございまして。

幼保連携型認定こども園については、前回、前々回こういった体裁の資料で御議論いただきました。総論のところ「1. 基本的な考え方」としてございまして、○の2つ目で、新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し、向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎として、具体的には以下の方針を基本とするということで、ポツが3つほどございまして、幼稚園と保育所の基準のいずれか高いほうを

できるだけ引き継ぐような形で基準を策定できないだろうかということを経験的な考え方といたしてございます。

今、申し上げましたのは、全く新しく幼保連携型認定こども園をつくる場合、このような考え方でいかかということでございます。3ページに「2. 既存施設からの移行の特例に関する考え方」がございまして。多くの場合、今まで幼稚園あるいは保育所が既にあって、それを足掛かりにする形で新しい幼保連携型認定こども園を設置するケースがかなり多かろうと考えてございます。全くの新設の場合は、いずれか高いほうということですが、2の(1)にお示ししておりますように、そうした質の確保に関する基本的な考え方と、円滑な移行の確保に係る要請とのバランスに留意をしながら、新たな基準に適合するよう努めることを前提にして、原則として、既存施設からの現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合に認められているような特例がございましてけれども、こうした特例の内容を下回らないような特例のあり方を検討する必要があるのではないかとございまして。

(2)に「現行の幼保連携型認定こども園からの移行の場合」とございまして。これは既に今の仕組みのもとで幼保連携型認定こども園を設置されているものにつきましては、法律の規定によりまして、新しい幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなされるようになってございます。こうしたケースにつきましては、新しい基準に適合するよう努めることを前提にしながら、認可基準におきまして現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認めるような特例措置を設ける必要があるだろうと考えてございます。全く新設の場合、幼稚園、保育所を足掛かりにして移行する場合、今まさに幼保連携型認定こども園の認定を受けている場合の基準のあり方について、今、申し上げたようなことを基本としてはいかかかと考えてございまして、6ページ以降に個別の論点について、このような形で検討を進めていただければいかかかという提案を盛り込ませていただいております。

6ページに学級編制がございまして。幼稚園は学級編制が多くなってございます。保育所について規定はございませぬけれども、新設の場合の認定こども園に関する方針として、保育の必要性の有無にかかわらず、満3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間は学級を編制することとしてはどうかと提案させていただいております。その際には、保育を必要とする子どもも必要としない子どもも一体的に学級編制できることとしてはいかかか。また、この場合の学級編制も原則としては、学年の初日の前日に同年齢の幼児での編制を原則ということにしていかかかかと考えてございまして。

7ページ、2つ目の矢印のところ、学年の途中で満3歳に達した園児の取り扱いをどうするかをお示ししてございまして。学年の初日、前日に同年齢ということであれば、全員が3歳なり4歳ということになるわけですが、実際には2歳であった子どもが年度途中で3歳になるというタイミングが来るわけでございます。そうした場合の取り扱いにつきましては、本日、提案させていただいている内容としては、各園において園児の状況等を踏まえた弾力的な学級編制の取り扱いを可能にするということではいかかかかと考えてございまして。

現状でも、さまざまなことに対する対処の仕方があろうかと思えますけれども、こういった柔軟な仕組みとしてはいかがかと考えてございます。

また、同じく7ページに、既存の幼稚園や保育所から、それを足掛かりにして幼保連携型認定こども園をつくるといった場合の基準のあり方として特例を設けるかどうかについては、学級編制という点については、特段の移行の特例は考える必要がないのではないかと御提案をさせていただいております。

8ページ「(2) 園長等の資格」について考え方の案をお示しさせていただいております。この点については、これまでも御議論いただいておりますように、幼稚園につきましては、教員免許状プラス5年の経験または10年の経験が原則になっており、ただし、同等の資質を有する者についてはこの限りではないといった取り扱いがなされてございます。保育所につきましては、運営費の基準におきまして、施設長については、児童福祉事業に2年以上従事した者、またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者というような扱いになってございます。

真ん中ほどに対応方針の案をお示ししていますが、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職または児童福祉事業の一定の経験がある方を基本に考えてはいかがかという御提案をさせていただいております。

その上で、一方、現行制度で全ての方が両方の免許資格をお持ちであるわけではございません。そうした状況も踏まえて、これと同等の資質を有する方について、園長となることができるという仕組みにしてはどうかという御提案をさせていただいております。

その下に検討事項とございまして、仮にこういうような考え方で検討を行うとした場合に、教育職または児童福祉事業の一定の経験、内容というものをどのように考えるか、あるいは年数をどのように考えるかという論点が引き続き検討事項として残るだろうと考えてございます。あるいは同等の資質を有する方については、資格ありと認めるといった場合の同等の資質をどのように確認するかといったことも論点になると思います。

少し飛びまして、10ページの「(4) 短時間勤務(非常勤)の職員の扱い」をご覧くださいただければと思います。

幼稚園、保育所、いずれにおきましても常勤が前提、原則であるということですが、常時勤務に服さない、非常勤の方が教育活動あるいは保育活動に携わることもできるという状況が現在の仕組みでございます。

新設の幼保連携型認定こども園に関してもこのような方針でいかがかというのが真ん中ぐらいでございます。新しい幼保連携型認定こども園で教育、保育を担う職員は保育教諭等となっておりますが、これについて原則常勤としてはどうか。ただし、常時勤務に服さない形での教育、保育活動も可能という仕組みにしてはどうかというような御提案がございまして。

その際の検討事項としては、短時間勤務を認めるとした場合に、配置基準の取り扱い、あるいは公定価格の取り扱いといったものをどのように考えるか。具体的には常勤と換算

するというようなやり方についてどのように考えるかが検討事項となると考えております。

11ページの(5)に職員配置基準についてお示ししてございます。幼稚園と保育所の現行の仕組みについて、この表の中に記述させていただいておりますが、幼稚園については、厳密には職員配置基準が明確には定められていないという状況にございます。保育所については、子ども何人に対して何名の基準が配置基準として定められているわけですが、幼稚園は1学級の幼児数についての上限の基準が定められており、各学級に専任の教諭を1人置かなければいけないというのが基準としては定められておりますが、なかなか職員配置基準というものとなっていない。

こういった仕組みに基づいて、現在の認定こども園ではどのような基準になっているか、下をご覧くださいと思います。短時間の利用児、要は幼稚園籍の子どもについての職員の数というのは、幼稚園の35人学級で学級ごとに1人というような基準値を用い、長時間利用児とあります。いわゆる保育所籍の子どもに係る職員の配置については、保育所と同じルールを適用するというので、今の幼保連携型認定こども園は、その傘の下に幼稚園と保育所それぞれを持っているので、便宜、こういった扱いを行っているということにございます。

今回、新しい幼保連携型認定こども園は単一の施設であり、傘の下に幼稚園、保育所があるというこれまでのような施設ではないということをお考えすると、基本的に一つの施設の職員配置基準等としてふさわしいものを設定する必要があるのではないかと考えてございます。

真ん中に対応方針をお示ししておりますが、3歳以上の教育課程に係る教育時間も含めて、現在、保育所で子ども何人に対して職員何名と職員配置基準が設定されているのと同様に、そういった職員配置基準というものを全体として設定するというのではどうかという御提案もさせていただいております。また、その際に、3歳以上の学級には専任の教員を1人置かなければならないということもお示ししてはどうかと御提案させていただいております。

いずれにしても、このあたりにつきましては、標準的な運営を行っている幼保連携型認定こども園が職員を何名置くことにするのか、それについての公定価格をどうするかといったような議論と表裏一体のものでございますので、それらの進捗と合わせて検討を行っていく必要があるだろうと考えてございます。

また、検討事項としてお示ししてございますように、仮にそういう職員配置基準を設定する場合には、特に学校教育を行うということをお考えすると、現在、幼稚園での職員の働き方を見ますと、教育時間は標準4時間でございますが、その後に子どもが帰った後に指導計画を作成したり、教材開発、園内研修などを行っております。こういったさまざまな活動、新しい幼保連携型認定こども園の学校教育を行うということとの兼ね合いでいきますと、そうしたものが確保されるようなことが必要ではないだろうかということ、また一方、職員配置基準についてこのような考え方をとる場合でも、学級を編制する場合の学級編制の

上限の人数、学級編制基準について、現行35人であるところについてどう考えるかという論点は引き続き残るだろうと考えてございます。

13ページ以降が設備、ハードに関する基準についてのさまざまな論点がございます。その1つ目が建物及び附属設備の一体的設置というところで、前回お示しした資料の中には入れていませんでしたけれども、ぜひ御議論いただければということでございます。

何を意味しているかと言いますと、幼稚園、保育所については、いずれにしても規定はないわけでありますが、現行の認定こども園については、原則として1つの敷地内、あるいは隣接する敷地内に幼保連携型認定こども園の施設等々が固まっているということが原則とされておりますけれども、サイトが分かれているようなケースも許容されているということでございます。その場合には、教育、保育の適切な提供や移動時の安全の確保といった要件を満たす必要がある。こういった要件のもとでサイトが異なる形での運営が認められているということでございます。

下に円グラフがございましてけれども、現在、幼保連携型認定こども園全体について見ますと、約9割の園が同一敷地または隣接地に保育所と幼稚園があり、それらが連携して幼保連携型認定こども園が運営されているという状況にございます。残り1割のところは公道を挟む程度の距離が離れているところから1.5kmぐらい離れているところまでさまざまなバリエーションがありますけれども、隣接同一敷地にサイトが集中してなくて2つが分かれているというようなものであります。

冒頭申し上げましたように、現在、幼保連携型認定こども園として認定を受けている施設につきましては、新制度のもとでの認可を受けたものとみなすとなりますので、現在こうした形態であるものについては、そのまま幼保連携型認定こども園として引き続き活動を行っていただくこととなりますが、全くの新設の場合にどのように考えるかということで、本日お示ししている案では、基本的に一からつくる場合には、建物及びその附属設備については同一敷地または隣接する敷地内にあることを求めているかという提案になってございます。

また、既存の幼稚園や保育所を足掛かりとして新しい幼保連携型認定こども園をつくる場合におきましても、緑色の部分の御提案の内容としては、同一敷地または隣接地であることを求めているかというような御提案になってございます。これらにつきましては、新しい論点としてお示ししてございますので、御意見をいただければと思います。

14ページは保育室等の設置ということで、年齢の区分ごとということになりますけれども、現在、幼稚園、保育所で必要とされている保育室等について必置するという方向でこれまでもお示しさせていただいているものでございます。

16ページ、園舎・保育室等の面積がございまして。これも前回既にお示しさせていただいているものでございますけれども、年齢、3歳以上の園児に係る面積について、幼稚園基準による面積、3歳未満の園児については、保育所基準による面積により算定した面積を合計するというところでいかがかというような御提案をこれまでもさせていただいていると

ころでございます。

17ページに緑色に塗っていますけれども、既存の幼稚園や保育所を足掛かりにして幼保連携型認定こども園に移行する場合、特例を考える余地があるだろうかということでございます。現行の幼保連携型認定こども園の仕組みにおきましても、幼稚園が設置母体になる場合、保育所が設置母体になる場合、それぞれここに記載してありますような特例がございます。幼稚園から移行する場合には、幼稚園基準を満たしていれば可という扱い、保育所からの場合は、保育所基準を満たしていれば可という扱いということですが、こうした現行の移行特例と同様の移行の特例を考えていく必要があるのではないだろうかとというのが提案の内容でございます。

17ページの下に円グラフを2つ御用意してございますけれども、幼稚園基準を満たしている保育所、あるいは保育所基準を満たしている幼稚園、多数ではありますけれども、全てが満たしているわけではございません。円滑な移行ということを考えますと、こうした特例を考えていく必要があるのではないかとということでございます。

18ページにつきましては、保育室等の設置階について論点をお示しさせていただいております。幼稚園は2階建て以下が原則で、2階建て以上とする場合も保育室、遊戯室等については2階までは設置可能であるけれども、3階については規定がなく、認められていないということになってございます。

保育所につきましては、2階以上に保育所を置く場合には、階段や待避設備等について上乗せの耐火、防火基準を満たすということを要件として認められている。3階以上に乳児室、ほふく室、保育室を置くことが可能になっているということになってございます。

こうした現在の基準を踏まえた対応方針として、園舎の階数については2階建て以下を原則とし、特別な事象がある場合は3階建て以上も可とすることとしてはいかがかという御提案をさせていただいております。

その上で、保育室、遊戯室は原則として1階に設置していただくこととしつつ、園舎が耐火建築物で待避上必要な施設を備える場合には、2階以上に設置可とすることとしてはいかがかという御提案をさせていただいております。

これらにつきましては、例えば津波や浸水などの特別な事情を考慮する必要があるのではないかとといったような御意見、あるいは3階以上とすることを認めるか否かといったことについて、これまでもさまざまな御意見をいただいておりますので、引き続き御議論をいただければと思います。また、既存施設からの移行特例につきましても、現行認められている特例と同様の特例を設けてはいかがかという御提案をさせていただいております。

20ページ、(5)として「運動場等の設置」について、論点をお示しさせていただいております。ここは、幼稚園につきましては園舎と同一の敷地または隣接地に運動場を設置するということが必要になってきてございます。

保育所については、屋外遊技場を原則設置しなければならないとなっておりますが、付近の公園等の適当な場所での代替が可能ということになってございます。また、屋上の利

用についても、一定の要件のもとで認められているということでございます。

21ページに対応方針ということで御提案させていただいておりますが、園舎と同一の敷地内、または隣接する位置とすることを新設の場合の原則としてはどうかという御提案であります。ただ、代替地利用あるいは屋上の取り扱い、これらを全く認めないこととするか、あるいは何らかの要件のもとで認めることとするか、いずれにしても、この場でも御検討をお願いできたらと考えてございます。

また、前回、運動場という名称について再考の余地はないだろうか、例えば園庭といったようなものの言い方ができないだろうかという意見を頂戴しましたので、こうしたところについても御検討いただければと思います。

既存施設からの移行の場合についても同様で、そもそも新設の基準をどうするかということとあわせて、移行する場合の特例の余地についても御検討いただければと思っております。

22ページは運動場等の面積でございます。運動場の設置の先ほどの（５）の論点と表裏一体といいますか、表裏の関係にございますけれども、22ページに対応方針のところがございますように、新しい幼保連携型認定こども園として、運動場の面積としては、3歳以上の園児について幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きいほうの面積プラス2歳の園児については、現在、保育所基準しかございませんので、ここで規定されている、算定される面積を加えたものとしてはいかがかと技術提案しております。

その場合に、そもそも運動場として代替地や屋上の利用を認めるかどうかという論点とかわかってまいりまして、ほかに認めるということにした場合に、どういった代替地でも認めるかどうかということも御検討いただければと思います。例えば排他的な利用が可能であるといったような要件を設定し、教育保育活動が確実に保証されるようなことを条件とするかどうかといったような先の議論があるだろうと思っております。

既存施設からの移行の場合について、本日の御提案は、現在設けられている移行特例と同様に、保育所からの移行の場合は保育所基準、幼稚園からの移行の場合は幼稚園基準を基本とすべきといったようなことでいかがかという御提案をさせていただきます。

24ページは調理室の設置でございます。後ほど食事の提供についてどう考えるかという論点もございますけれども、そちらの検討の内容とも関連しますが、自園調理を前提とする場合には、調理室の設置を原則とするということではいかがかと考えてございます。

検討事項としては、そういう取り扱いとする場合にどのようなスペックを求めるのか、あるいは一部外部搬入を認めるかどうかという論点が出てございますが、仮に外部搬入を認めるということとした場合に、必要な調理設備のスペックをどうするか。あるいは食事を提供すべき園児数が少ないといったような場合には特段の配慮が必要かどうかといったことについて、検討いただく必要があるだろうと思っております。

少し飛びますけれども、28ページ以降が幼保連携型認定こども園の運営に関するさまざまなルールでございます。

29ページに教育時間・保育時間等についての基準をどのように設定するかというような論点を掲げてございます。対応方針としては、1年の開園日数については日曜日、国民の祝休日を除いた日を原則とし、開園時間は原則11時間とするということとしてはどうか。ただし、そうした日数、時間については、地域の実情に応じて定められるように弾力的な運用を認めるということではいかがか。

また、3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間については、現在、幼稚園について4時間を標準とし、39週をくだらない教育週数の確保となっておりますが、幼保連携型認定こども園につきましても同等の基準を教育課程に係る教育時間については求めることとしてはいかがかという御提案をしております。

30ページが食事の提供でございます。先ほど調理室の論点がございましたけれども、食事の提供を義務づける範囲をどうするかといったことが大きな論点だろうと思います。本日の対応方針の御提案としては、食事の提供を義務づける園児の範囲は保育を必要とする子どもということではどうかということですか。

満3歳以上の園児については、現在の保育所や認定こども園の取り扱いを踏まえて外部搬入を認めるということとしてはどうでしょうかという御提案をさせていただいているところでございます。

検討事項として、公立保育所で3歳未満時の給食の外部搬入が構造改革特区の中で認められてございますが、こういった取り扱いをどのように今後議論に反映するのかどうかということ。

また、3歳以上の保育を必要とする園児については、食事の提供を義務づけるということとかかわりますけれども、弁当の持参を希望する保護者が多いような場合、園の判断でそういった取り扱いを認めるのかどうかといったような論点があるだろうと思います。

32ページは園児の保育、教育活動の記録に関する要録を作成し、転園、進学先に送付するというところでいかがかということではございませんか。

少し飛びますが36ページに、運営状況の評価についてお示ししております。対応方針としては、自己評価と結果の公表を義務づけることとしてはどうか。現在、幼稚園については、そういった扱いになっており、保育所については自己評価、公表は努力義務になってございますけれども、より高いほうに合わせるということから、自己評価・結果公表を義務づけてはいかがか。

学校関係者評価、第三者評価というものについては、いずれも実施に努めるようにするというような扱いとしてはいかがかということについて御検討いただければと考えてございます。

40ページまで飛んでいただきまして、前回、前々回と御議論いただいているところでございます。さまざまな御意見をいただいておりますが、健康診断につきまして、幼稚園は1回、保育所は2回という扱いをどうするかということではどうかでございます。御提案の内容としては、保育所と同様、1年に2回行うこととしてはどうかというような御提案とさせて

いただいておりますが、いずれにしても公定価格の中でどこまでその点についてできるのかということ、整合性を図って議論いただく必要があるだろうということで検討事項に掲げているところでございます。

42ページ、幼保連携型認定こども園は子育て支援が義務づけられてございます。その基準も幼保連携型認定こども園の認可基準として必要であろうということで、現行の認定こども園について基準が設けられてございます。枠の中にございますけれども、こうした内容と同様の内容の基準を新しい幼保連携型認定こども園についても認可基準として設けることとしてはどうかという御提案となっているものでございます。

資料の説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問のある方、挙手をお願いします。ざっと挙げていただけますか。ありがとうございます。

では、今度は佐藤委員から。

○佐藤委員 個別の論点について、何点か意見を述べさせていただきます。

まずは、学級編制について、対応方針はおおむねよろしいかと思えます。その上で、検討事項に記載がある、地域の実情等によって、異年齢児との学級編制も可とするかという考え方についても縛りを強くしないという点から賛同します。

次に、園長等の資格について対応方針に「園長には、原則として教諭免許状及び保育士資格を有し…」との記載を含め3項目に整理されています。この対応方針は妥当であると思われます。その中で、現行の施設長と同等の資質を有するものを認めるとの方向性が示されたことは評価できます。ただし、施設の管理、マネジメント等も含めた園長要件を継続して検討していくことも必要であると思えます。また、教員免許と保育士資格の保有が園長要件として十分で不可欠なものなのか、継続して検討していただければと思えます。

その他の職員配置では、学校教育法に準拠して養護教諭や栄養教諭という記述がありますが、養護教諭は看護師を含み栄養教諭は栄養士を含むという取り扱いが現実的であり対応できるものと考えます。

短時間勤務の職員の取り扱いですが、検討事項の中に「短時間勤務の配置基準上の扱い（常勤換算方法）は、現行の保育所における取り扱いを」と書かれています。短時間勤務の保育士が導入された当初は、おおむね8割が常勤職員という考え方もありました。短時間勤務で女性が仕事を継続しやすい環境が必要であるということはわかるのですが、まずは保育がしっかりと担保されることが重要ではないかと思えます。

29ページにある教育時間、保育時間等の対応方針では、1年の開園日数は日曜、祝日等を除いた日が原則で、1日の開園時間は原則11時間と書かれており、このことは賛同しますが、それは実現できる十分な積算根拠を持った公定価格を設定していただくことを改めて求めていきたいと思えます。

食事の提供等については、幼保連携型認定こども園において1号認定の子どもと2号認

定の子どもがともに過ごす時間が多く、食育の観点からも同一に調理した給食が食べられるような対応をすべきだと思います。

また、保健安全関係の臨時休業、出席停止の考え方ですが、児童福祉施設である保育所は、感染症等が発生した場合に、保育を必要とする子どもを預かる観点から、休業せずに開所する場合があります。また、災害時の対応等、児童福祉施設との役割を担保する対応が必要です。幼保連携型認定こども園の認可基準については、全国保育協議会が別紙の意見書を提出していることをあわせて述べさせていただきます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会、三鷹市長、清原です。

幼保連携型認定こども園の認可基準についての総論について、まず2点申し上げます。

「1. 基本的な考え方」の最初の○に、学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とするとあります。これは、極めて重要な出発点だと思います。

○の2つ目に、「新たな幼保連携型認定こども園の質を確保し向上させる観点から、現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎としつつも、幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ」とありますし、「両者の実務に支障のない形でいずれかのみ適用がある場合は引き継ぐ」ということで、このような基本的な考え方を出発点といたしますと、今後の課題として事務局で用意してくださっております「公定価格」の議論と密接な関係がございますので、今日のところは基本的な意見の交換がなされると思いますけれども、今後は公定価格を示していただいた上で、その議論と並行して検討することが有用であるということを確認したいと思います。

そして、2点目、「既存施設からの移行の特例に関する考え方」が整理されております。そして、弾力的な取り扱いに関する考え方もございます。これは、経過措置や特例を考慮しつつ、特に幼保連携型認定こども園を新設する際に目指すべき最善の施設、それを念頭に置きつつ、現行の保育園あるいは幼稚園が移行する際、そして、現行のこども園が移行する際ということで、類型をつくりながらも現実的な方向性が示されていることを望ましいと考えます。

すなわち、基本的な考え方では的確に最善の目標を設定しつつ、2点目に、既存施設からの移行及び新設について考えたとき、特に既存施設の移行については、特例や弾力的な取り扱いを、質を下げない方向性で考えていかなければならないという現実的な課題を私たちは与えられていると再確認したいと思います。

最後に、個別的な論点について3点申し上げます。

まず、個別的な論点で21ページ、それぞれ深い検討を必要としますので、今日は最初の段階でばらばら申し上げて恐縮ですが、例えば「運動場等の取り扱い」で検討事項の中で、

「運動場等の名称をどうするか」という御提案があります。私は、「運動場」、「屋外遊技場」、それぞれ歴史ある表現なので尊重したいと思いつつも、より中立的というかニュートラルに「園庭等」と表記したほうが今後の取り扱いが意義が出てくるかなと考えます。

運営についても申し上げます。

運営の1点目は28ページ、「平等な取り扱い、虐待、懲戒権限乱用の禁止、秘密保持等」について、保育の必要の有無にかかわらず、保育所と同様とする方向、すなわち、厳しい方向を持ってはどうかという提案は、私は適切だと思います。何よりも、子どもたちの基本的な人権が保障される取り組みにしなければなりませんので、このことを支持したいと思います。

そして、36ページ、「運営状況の評価、法律事項以外」というところがございます。これはかねても私は発言させていただきましたが、やはり大切なのは、みずからの園が「自己評価」を実施し、「結果の公表」をしていくことです。これは子どもにとっての利益、そして、保護者にとっての利益のみならず、幼保連携型認定こども園そのものが自律していく上で極めて必要だと考えるからです。したがって、まず、これを必要なものとする、義務づけることに賛成いたします。

あわせて、「関係者評価」と「第三者評価」、それぞれの目的の相違を踏まえ、いずれも「努力義務」とするという、これもまた一つ出発点としてはあり得る方向性かなと思います。もちろん、これも必置という法定化してはどうかという御意見もあるかとは思いますが、まずは「自己評価の実施と結果の公表を義務」とし、そして、努力義務としつつも、「関係者評価や第三者評価が普及」していくような支援が検討されていくのが具体的だと思います。

以上、これからいよいよ公定価格の議論と合わせながら本格的な議論になっていくと思いますけれども、ぜひそれぞれの経過を尊重しつつも、望ましい目標に向けて移行ができたり新設ができたりするように皆様との議論を進めていきたいと考えております。

ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございました。

それでは、どなたでもどうぞ。

では、荒木委員、どうぞ。

○荒木委員 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会の荒木です。

総論の基本的な考え方のところ、ただいま清原委員もおっしゃっておいりましたけれども、質を確保する、高い水準で引き継ぐということの根本的な考え方に賛成でございます。

質を低下させないということで、既存施設からの移行のところでも、基準の特例を下回らない特例措置ということが守られていくべきだと思っております。

個別のところでは、学級編制のところでは、6ページの新設の幼保連携型認定こども園に関する対応方針の最初のところに赤字で書いていますが、満3歳以上の園児の教育課程に係る教育時間は学校教育をしっかりと教育を確保するという意味で、学級を編制するとい

うことに賛成でございます。

それとあわせて、11ページ、職員配置のところでも「満3歳以上の学級には、専任の教諭を1人置かなければならないとしてはどうか。」というようなこと、「学級編制基準とは別途、職員配置基準における取り扱いについて検討が必要ではないか。」というようなことが書いてありますけれども、学級編制基準として1つちゃんと担任を持ち、専任の教諭を1人置くということ、それと合わせて職員配置基準というところでは、ローテーションに入らないでしっかりと3歳以上のところで担任を受け持つというようなところを確保することが指導計画の作成や教材開発、園内研などの、子どもが帰った後の時間にも教育をしっかりと進めるという意味では大事なので、質を確保するという意味で押さえていただきたいと思います。

園長のところに戻りますけれども、同等の資質というところをどういうふうに捉えるかはまた難しいとは思いますが、経験年数とか資格というようなこともしっかりと受けとめていただいて、両方あったらいいということで今までも言っておりましたが、そのことが書かれていることに賛成したいと思います。

マネジメントの話が出ていましたが、幼稚園教諭とか園長等の資格という場合でも、もちろん、管理職として経営マネジメントをしていますので、そういうことも資格があることの中には含まれているかなと思っています。

建物の設備のところでは13ページ、一体的設置がいいかというようなところでも、移動時の安全、保育、教育の適切な提供という意味でも、余り離れていないほうがいいという同一敷地内あるいは隣接というところは望ましいと思います。

17ページ、既存施設から移行する場合の特例といろいろ書いてございますが、低い基準ではなく高い基準に合わせるという意味を根本的な考え方として押さえていただけた場合、17ページのどちらかに今こういう状況であるという円グラフが出ていますが、77.4%というのを多いと見るのかどうなのかと考えているところです。

園庭という言葉も今まで運動場、屋外遊技場という言葉がずっと使われてきていますので、それはそれに反対することではないのですが、しっかりした内容を持つという意味で広い面積を確保し、いろいろな活動ができるという意味で園庭という言葉がこれから新たにできるならばうれしいことだとは思っています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

では、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

最初、7ページの3歳児のところでは、クラス編制のところでは、年度中は年齢が上がっても同じクラスになるべく残っておいたほうが、もちろん子どもの負担感もそうだと思うのですが、親側も年度中にクラスが変わってしまうのは不安に思うところもあるか

もしもありませんので、弾力的な扱いでいいと思うのですが、なるべく同じクラスで維持したほうがいいのではないかと思います。

続いて、運動場のことについて清原委員もおっしゃっていたかと思うのですが、親しみやすいのは園庭が一番いいかなと思います。ただ、法律上、例えば運動場でも通称で園庭と呼ぶというのもありだと思しますので、柔軟に対応できたらと思います。

続いて、36ページの運営状況の評価です。利用者視点でいくと、評価するところによって評価の基準は同じだと思いますけれども、多少誤差があったりいたしますので、そういったことでいえば、きっちり利用者が判断できる評価基準にしてほしいということです。

最後に、40ページの健康診断のところですが、保育所と同様、健康診断は少なくとも1年に2回行うこととしてはどうかということですが、例えば1歳児の場合は1歳児の健診があったり、3歳児もあつたりしますので、そこで受けられれば1回で済むなどの措置ができれば、事業者側も負担が軽くなるので、そういった柔軟な扱い方ができないかなと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、宮下委員、どうぞ。

○宮下委員 ありがとうございます。

まず、総論の基本的な考え方ですけれども、質を落とさないということに非常にこだわって書いてくださっておりますので、ありがたいと思います。こういう方向で総論としては検討していただきたいと思います。

6ページの学級編制についてですけれども、保育を必要とする子どもと必要としない子どものことについて書かれております。子どもの立場に立ってみますれば、何も自分が保育を必要とするのか、しないのかということは関係のないことですので、一体的に学級を編制することとしてほしいと思います。

11ページ、満3歳以上の学級には専任の教師を1人置く、これもぜひそういう形で進めていただきたいと思います。

13ページ、施設のところですけれども、既存の幼稚園あるいは保育所からの移行については、新設と同様に単一の施設あるいは隣接することを求めるべきだと考えています。

18ページ、園舎の階数としては、2階建て以下を原則として特別な事情がある場合は3階建て以上も可とするということが提案されておりますけれども、特別な事情とは一体何なのか。また、3階以上となりますと、4階、5階の建設も認めるのかということをはっきりさせていただきたいと思います。

そして、いずれにしても保育室として利用する部屋の階数は2階以下とすべきではないかと考えます。

30ページ、食事の提供についてですけれども、満3歳児以上の保育を必要とする園児に

対して、給食と書かれておりますけれども、幼稚園によっては週3日を給食、週2日はお弁当という形を持っているところがたくさんありますので、それは園の判断に任せていただいて、お弁当も可というような形がありがたいと思っています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、北條委員、お願いします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会の北條でございます。

第1回の会議でも申し上げましたけれども、私どもはそもそも民主党政権下での関連3法の国会提出には反対の立場でございました。国会において3党合意によって総合こども園法が廃案となりまして、議員修正が行われて関連3法が成立した。この経緯については承知しております。

しかし、ならば、この本日の幼保連携型認定こども園の認可基準についてという議論は極めて重要なところだと考えております。先ほどの小規模保育事業については、原則として全体として賛成でございますから進めていただいて結構でございますが、この幼保連携型認定こども園の認可基準については相当きちとした議論をしていただく必要があると考えております。

ここでは、個別の問題には入りません。総論だけで意見を申し上げておきます。

2ページのところの2つ目の○、「幼稚園と保育所の基準の内容が異なる場合、高い水準を引き継ぐ。」このことは終始一貫して姿勢が貫かれてきたはずでございます。したがって、この理念から後退するような特例を設けることはあってはならないと、本日、森大臣も第1回の会合と同じです。子どもの最善の利益ということを今日2度繰り返されましたけれども、その観点から見て、質を下げないで特例を認めるということが可能ならば、このようにかくかくしかじか具体的に質を落とさないで済むのだということを説明していただきたいと思えます。そのような特例は現実にはあり得ないと考えます。

学校の基準、幼稚園の基準、また保育所の基準につきましても、園庭、運動場、どちらでもいいですけども、あるいは園舎、保育室等の基準について基本的なところは、もう50年以上変わっていないのだと思います。終戦後、早い時期につくられた基準、それを現時点で後退させるなどということはありません。

今の時代により高い水準を求めていくというのならばわかりますけれども、移行特例として水準を下げるなどということは絶対に許されてはならない、これが私どもの立場でございます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員、お願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

全国認定こども園協会としましては、今日の段階では一応4点確認させてもらいながら

進めたいと思います。

まず、今回、前回からもそうなのですけれども、総論の点でございます。「1. 基本的な考え方」の最初です。先ほど清原委員からありました部分もそうですが、単一の施設としての幼保連携型認定こども園にふさわしいといいますのは、どういう観点までふさわしいと事務局並びに会長の方たちがお考えになっているかを一つお聞きしたいと考えております。そこが大きな起点になってくるのではないかと考えております。

そういう意味では、その下の2番目の〇もそうだと思うのですが、「質を確保し向上させる観点から」という観点を踏まえますと、確かに現行法で幼保連携型認定こども園のすばらしい事例もたくさんあります。また、そこまでいっていない事例もたくさんありますが、今後、新しい幼保連携認定こども園という単一の制度の中で、本当にふさわしいものを日本中に配置していくという大きな観点を踏まえますと、もう一度この辺を明確にしていく必要があるだろうと考えております。

そういう立場に立って、全国認定こども園協会としましては、その次の6ページ、個別の論点からちょっと入りたいと思います。個別の論点の学級編制ですが、現行法では満3歳以上の短時間利用児、長時間利用児の4時間程度の共通利用時間の学級を編制しなければならないとなっております。実際、短時間利用児、長時間利用児というのは、正直言いますと、平成17年の総合施設モデル事業、そのときからこの名前が出始めたと思います。でも、それがなぜ出たかといいますと、幼稚園児、保育所児を分けたくなかったからこの前が出てきたはずです。要は、一体的に保育をするための名称としてあのとき出てきたと思うのですが、これが今、完全に幼稚園児、保育園児となってしまったということは、逆に完全に制度で分けてしまっている観点になると考えます。

そう考えますと、現行法では、共通の4時間と今はなっておりますけれども、もしかすると新しい連携型認定こども園に関しては、一体的な4時間程度のという言葉になっていくのではないかと考えます。要するに、3歳以上の2号認定、1号認定、3号認定の子どもたちが本当に一体的な方向性の中で生活していくという観点を考えますと、対応方針の保育を必要とする子ども、必要としない子ども、一体的に学級編制できるとしていかないと、非常にばらついていく可能性があります。

もう一つは、ここは現行法の認定こども園の中でも多分問題になってきている観点だと思いますけれども、逆に短時間利用児、長時間利用児という形で分けてしまう、先ほど言いましたように、幼稚園在席児、保育所在席児と分けてしまいますので、施設によっては短時間児だけの教室、長時間児だけの教室という形になる場合があります。そういう観点では、本当に認定こども園が考えております一体的な子どもの育ちを保障していく仕組みとして考えると非常に差が大きくなるかと考えておりますので、この辺、御検討いただければと思います。

それに関連ですが、11ページ、ここも職員配置の問題であるかと思っております。ここに書いてありますように、認定こども園は短時間利用児が幼稚園と同じ、長時間利用児が保育所

と同じとなってしまっていますので、逆にこれから本当に幼稚園児、保育所児、保育に欠ける、欠けない、全ての子どもという観点で考えますと、やはり理念から一体的な方向で向かっていかないと、ここで分けてしまう可能性がかなり出てくると考えています。ですので、もう一度この辺、御配慮いただきたいと思います。

もう一つ、その中で先ほどあったと思うのですが、新設の幼保連携型認定こども園に対する対応方針の中で、3歳以上の学級には専任の教諭を1人置かなければならないとしてはどうですかとなっております。もちろん、これは大事なことです。ただ、この職員はローテーションに配置になるのでしょうか。専任で満3歳児なり年少となっていくと思うのですが、その配置として考えたほうがいいのでしょうか。

逆に、この職員も全部ローテーションで入ってしまうと、多分午後以降の教材研究並びに新たな仕組みづくりに対して非常に難しい場面になると思います。そういう意味では、ある意味では現行の保育所の職員配置のような、ある程度そこも踏まえながら、新たな幼児教育の質を高めるという観点から踏まえますと、ここももう少し配慮が必要になるのではないかと考えております。

続きまして、13ページ、3番目の項目になりますけれども、非常にここも大事な項目だと考えています。実際、確かに一体的という言葉を考えますと、同じ位置の中で両方の施設がきちとした背景づくりをされていくということは非常に大事だと考えております。しかし、もともと認定こども園といいますのは機能だと考えています。それは18年度以降からも幼稚園機能、保育所機能としての位置づけで考えていたと思います。要はこういう観点で考えますと、各都道府県の認可基準も機能に関してはかなり抜けたままでやっているのではないかと感じているところです。

そういう意味では、今後、確かに5年後の見直しというのも必要だったのかもしれませんが、今回の新しい新幼保連携型認定こども園と今回の子ども・子育て支援法を推進するに当たってはもう一度、現行法上の認定こども園のあり方も少しは検討していく必要があるのではないかと考えています。そうでないと、せっかくの施設型給付という新たな給付体系の中で、日本中の全ての子どもたちの保育教育、または子育て支援という絶対条件の中で進むという観点であれば、もう少しこの辺も踏まえた考えが必要になってくるのではないかと。そういう意味では、機能という観点を考えますと、離れていることから機能基準が必要になってきたというのもありました。もちろん、1カ所だけでやってもできない施設もあります。要するになぜかという、制度で分けるとできなくなってしまうという現実があります。要するに、幼稚園制度と保育所制度を合わせてしまうと、実はそこにいる職員が幼稚園職員であったり保育職員となっている以上は、どうしてもそこでの融合は非常に難しくなります。

そういう意味では、初めから今回の場合は、保育教諭という大きな観点で新幼保連携型認定こども園の職員と考えられているのは大変すばらしいと思います。そういう意味では、逆にもう一度、機能という観点で考えれば、非常に多角的、多目的、また地域の創意工夫

に従ったすばらしい新幼保連携型認定こども園も多分生まれていくのだろうと考えます。そういう意味では、ここに書いてありますように、同一敷地内の隣接することを求めているかどうか、ベストは多分ベストだと思いますけれども、実際のところは同一敷地内でも機能を高めるためには、制度上でも多分ハードではなくて、今の機能という観点の付加価値が必要になってくると考えています。

最後に、24ページ、先ほど蝦名課長からありましたように、調理室の設置と食事の提供という観点で考えますと、ここは非常に似通ってくる部分だと思います。先ほど佐藤委員からも若干あったと思うのですけれども、例えば今の短時間保育、長時間保育をもう一回理念を考えますと、要するに分けなくなかったがゆえにその時間で考えたはずだったのだと思うのですけれども、認定こども園の子どもを分けないラインで考えますと、最低ラインでも子どもたちの処遇に関する大事な観点でいえば、差があってはいけないと思います。その意味では、新幼保連携型認定こども園におきましても、片方はお弁当、片方は給食であってはいけない。

それは逆に言うと、先ほどの運用基準でいう平等という問題も多分々話になってくると思いますので、そう考えると、新しい新幼保連携型認定こども園に関しましては、基本的には全ての子どもに対する食事の提供、またはおやつ提供等々もあるかと思しますので、最初にお話しましたように、一番ふさわしいものは何かというイメージをつくっていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、溜川委員、お願いします。

○溜川委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

結構ございますが、端的に申し上げたいと思います。

まず、基本に、私は高い水準、質の高い保育というのは一体何なのかとずっと考えているのですが、いわゆる箱だとか資格だとかということではなくて、基本的に保育者の質だと考えております。その保育者の質とは一体何なのか。人として、その人が子どもを育てるに足る人かどうかと、平たく言えばそういうことになるわけですが、そのところが現実問題として大変危機にあるということを実は申し上げたいのです。

これは実態なのですが、例えば養成校から実習に来る。その実習生から我々施設にハガキが届いたり手紙が届いたりするのです。そうすると、間もなく施設に来る実習生から「実習が近づき私の胸は高鳴っています」といった文章が送られてきます。これは学校がひな形を出して、それをそのまま書いているのです。私、あるところから複数もらったのですけれども、同じ文面なのです。これは実態だということを委員の皆さんに知ってほしいのです。

ブログとか、SNS、ああいうもので子どもと一緒に撮った写真は、実はプライバシーの問題とか個人情報とかの問題があるのです。それどころか、男友達と乾杯をやっている、合

コンをやっているときの写真などが載ってしまったりしているのです。これは本当の話です。

入園式が終わったら、要するに、年度途中でやめるという先生がいるということも、実は我々の中では大変問題になっています。こういう実態があるということは決して全部ではありません。氷山の一角と言えばそうなのかもしれません。そういうふうに思いたいのです。でも、そんなことには縁がなかった施設もそういったものに遭うように先ごろなっているという実態をお話ししておきたいのです。

これは養成のあり方、資格、免許のあり方、その何を教育するののかの問題です。それは決して保育技術や何かそういったたぐいのものだけではないと言うことを申し上げたいのです。そのところを強化しないと、この国はいずれ遅かれ早かれ、本当に大変なことになっていきます。そのことを強く申し上げます。

そして、質のよい保育士を育てるためには、一番手っ取り早いというか、1つの大きな手段は処遇の改善です。そして、ゆとりある職場をつくるということです。幼稚園の先生は確かに時間があって、その後、子どもたちが帰った後、いろんな教材だとか準備をしたり、練ったり、話し合ったり、あの子がこうでという話をお互いにしたりということができます。保育所の場合にはなかなかできないのです。この実態。

ですから、私は、職員配置とか何かについて関係して申し上げますが、前にも御意見申し上げましたが、そのためには、ぜひ保育士をゆとりある配置、フリーにいられる職員をふやせるような制度的なものをつくり上げていただけないかと本当に希望いたします。これが我々仲間のまず第一の大きな眼目であることをしつこいように申し上げさせていただきます。

1番、学級編制についてですが、これは1つだけ申し上げます。

長・短時間児を全く同じように保育することが本当に平等なのかというところに実は最近私の仲間から疑問がだされました。

それは何かというと、「保育時間が長時間になる子は、短時間児と一緒に1つの教育プログラムを展開しているというのがしんどいように見えるのだ」ということなのです。「保育時間が長時間の子には、必ずしも同じようなプログラムを展開していくということが本当にいいのかなということを疑問に思っている」という声は実は届きました。ですから、そこにもう少し揺るぎがあってもいいのかなという感じを覚えています。

2番目、園長資格について申し上げます。園長資格はいろいろと前回申し上げました。今回も文書でもって申し上げますので、くどくは言いません。同等の資質を有する者を認めるという文言を入れていただきまして、御礼申し上げたいと思います。そして、先ほど資格にはマネジメントも含まれるというようなお話がございましたが、確かにそうだと思います。しかしながら、私がここで言いたいのは、社会的な信望とか、もう既につくり上げている地縁というのは、実は地域の中にある施設としてはとても重要な要素であるということなのです。

それをつくり上げるには、なかなか時間がかかるものでして、いわゆる免許資格を持っていれば済むというものではございません。何年もやりながら、そこで初めて地縁関係ができていきます。また、社会的な地域社会からの信望が出てきます。ですから、そのときに、今回問題提起として同等の資質を有することをどのように確認するかということがありますが、その中で私は、社会的な信望や地縁といったような有能な人材がそれを持ちながら、免許資格がないだけをもって園長になれないというような人が出ないようにお願いしているところでございます。御配慮をどうぞよろしくお願いいたします。ここについて言うならば、誰がそのことを決めるのかということ。それは市町村なのでしょうか。それとも何かの内規なのでしょうか。そこら辺のところは気になっております。

3番目、設備の一体的な設置についてですが、実は、一体的な設置が必ずしも大きな利益、高い水準と質の高い保育になるかどうか、1つの疑問を呈します。何かというと、まず、今回、資料として実態調査が示されました。ところが、この数字の見方はどうでしょうか。つまり、実は国は距離要件を現行認定こども園法では設けませんでした。これはとてもありがたいと思っておりますが、距離要件を地方が決めました。例えば地方によって、隣接していなければいけないとか、500mの範囲に限るとか、地方が決めたのです。隣接していなければいけないとか同一敷地でなければいけないといったように条例を定めてしまったところは、幼保が離れては認めてもらえなかったわけですから、結局離れてやりたいなと思っていた人はあきらめたわけです。ですから、今回の資料をどう読み込むかというのは、条例によってそれをどうしたのかという、地方自治体の中身に照らして、実数はどうなのかというのがとても関心のあるところでございます。

離れたところにおいて何の利益があるのかというと、例えば0、1、2歳といった3歳未満児は、よちよち歩きだったりします。大きな運動量のある子と一緒にだと危険性があるといった場合に、物理的に離れていますから、おのずと自動的にそれは避けられるのです。それだけで保育する側としては随分気持ちだけでも楽になるのです。同一園舎ではないからです。では園舎を分ければいいではないかという議論がもちろんあると思うのですが、距離要件を隣接ということに限る必要性は実は感じていません。そういったことを申し上げておきたいと思えます。それは先ほど古渡さんがおっしゃった機能という問題が確保されればいいのかと思っているからです。

11時間保育が行われる以上、保育者と子どもとの信頼関係をつくっていくためには、どうしても保育者は長い時間、なるべく固定的にその子とおつき合いしていく、保育していくという関係が必要です。その場合には、やはり現行労働基準法の改正はぜひお願いしたいと思えます。従来解釈による休憩時間などは難しくできないのです。そういうことを示されるとしたら、やはりそれに対する代替職員だとか、いろんなフリー職員だとかを配置しなければ、現実的に難しいのです。労働基準監督署に入られたら、本当に御用です。そういうことがあってはなりません。勤務する方たちにとっても利益になりませんし、ぜひ厚生労働省のほうにそれを求めたいと思えます。

3番目、運動場は、いい案がいろいろ出てきているなど感じております。その視点としては、結局子どもの専有性ではないのでしょうか。つまり、代替公園でいいというようなことがあっても、公園が込んでしまったら使用できません。今はボールを使えない公園も多いし、本当に公園かなと思うのです。いろんな人たちがいる中で、本当に子どもが専有できるのかというところは一つの視点ではないかと。先ほど排他的な云々というお言葉がありましたけれども、確かに子どもの専有性を1つの基準に考えたらどうかと。

3階以上に保育スペースを認めるということになりますと、例えば駅ビルとかデパート等がなかなか上の階は埋まりませんから、テナントとして保育事業が入っていくということは現実問題として十分考えられます。鉄道事業者がそういったことをやっていくということも十分考えられます。そのときに、では運動場なり園庭はどうするのかといったときに、次の問題の屋上をどうするかという問題が出ると思います。では、屋上にビオトープだとか何とかと結構屋上庭園がはやっていますけれども、そういうものがあつたら、そして専有性があればいいとするのか、しないのかという、3階以上の件については、ぜひ運動場なり園庭なり、あと屋上利用を絡めていろんな皆さんの深い御意見を聞かせていただきたいと思います。私は、できれば1～2階のほうがいいかなと思っていますが、この時代ですから、都市部においては仕方がないなと思える部分もございますので、いろいろな方の御意見を拝聴できればと思っています。

運営面で健康診断については、前にお話したとおりです。必要以上のことはする必要はないと思っています。基本的に、高い水準と質の高い保育にそれが合致しないかどうかということをもう一度原点に戻って返るべきだと思います。先ほど、例えば各種検診等があるから、それに照らし合わせてもいいのではないかというような御意見が出ました。そこまで気がつきませんでしたけれども、例えば3歳児健診等においては、尿検査などをやりますね。しかしながら、幼稚園は尿検査しなさいということになっているのです。ダブってしまうのです。そのようなことも現行制度ではございます。健康診断については、果たして全園児が2回やる必要があるということはもう一度問題提起させていただきます。

子育て支援についての表記は全く大賛成でございます。認定こども園が子育て支援をしっかりやっていかなければいけない。先ほどのように保育者もそうですが、保護者もすごいのです。個人情報、プライベート何とかと言いながら、ほかの園児と一緒に写した、自分の子ども以外にもほかの園児がいっぱい写った写真をブログだの何だのにどんどん発表していますから。そうしますと、幼稚園が幾ら気をつけても、そこからどんどんいろんなことが発生するのです。ですから、子育て支援のあり方、本当に保護者支援といいますか、保護者にいろんなことを伝えていくということ、少し年をとった我々はやらなければいけないと自覚しております。

評価については、ぜひ評価のための仕事が増えないようお願いしたいと思います。とにかく現場に仕事を余り増やしてほしくないのです。皆さんから評価を受けなかったら、その運営者はやめるべきだというのは承知しています。とにかく評価のためにいろんなも

のを、やっているという園を知っているのです。どういうことをやったら評価が高くなるかということ、全くそのために仕事をしている人がいます。それが本当にいいのかなと思いますので、そんなところです。

最後に、派遣職員をどう考えるのかということ。まさに委員の皆さんの御意見を伺いたい。つまり、保育士や幼稚園の先生もそうです。なかなか得難くなってきています。特に待機児童の多いと言われている場所。ハローワークに求人を出しますと、それをチェックしている派遣会社からどんどん紹介ファクスが入ってくるのです。そして、その派遣会社さんに派遣登録をする方は無料なのです。ハローワークでやってくればもっといいのですけれども、派遣会社は登録しておけばやってくれますからね。そうすると、インターネットで流してしまして、我々にも来ます。それで契約が決まりますと、我々は一定のお金を払うのです。どれぐらい払うと思いますか。例えば年収の何パーセントとか、月給1カ月分とか、そういう報酬を派遣会社に払うのです。

最近はやっている募集方法はどのような方法かといいますと、決まると、派遣登録した方に5万円とか幾らの報奨金を差上げますということなのです。だから、うちに登録してくださいという方法なのです。決まったら、あなたのところから、つまり、運営者から10万円もらいますという仕組みとかあるのです。そうしたら、私たちが10万円払って、そこから5万円を求人登録者に払っているのではないかと私は話したのです。本当に仕事をしたいという人がハローワーク等を通じてどんどん来てくれればいいのですけれども、派遣事業をやっている人たちに使われている感じがします。とても嘆かわしいと思っています。

一方、現行は忙しいし登録してくれれば何でもやってくれるのはいいではないかというのだったら、ハローワークももっと民間で紹介業をやっているような仕組みを御検討いただいて、そういうところからも求人をどんどん我々が利用できるように御配慮いただけないかなと思いますので、最後につけ加えておきます。

長くなりました。済みませんでした。

○無藤部会長 ありがとうございます。

これらの問題、また次回以降検討したいと思っております。

それでは、議事は少し残っておりますので急ぎたいと思います。

続きまして、地域子ども・子育て支援事業についてです。

事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。なお、今回、全ての給付事業にかかわる新規の事業である利用者支援にテーマを絞って事務局からの資料の説明を受けます。それについて御議論いただくとともに、前回御指摘がございましたが、放課後児童クラブの基準の検討状況についてもあわせて報告を受けたいと思います。お願いいたします。

○竹林少子化対策企画室長 それでは、少子化対策企画室長です。

資料3をご覧くださいませでしょうか。

もう皆様、御案内のとおり、前回まで地域子ども子育て支援事業、いわゆる市町村事業全体につきまして御議論いただいてまいりました。今、部会長からも御紹介いただきまし

たように、本日はこのうち新規事業であります利用者支援事業に絞りまして、さらにいろいろ委員の皆様方の御意見をいただきたいと思っております。

1 ページ、復習になりますけれども、(2)で事業法定化の経緯が書かれています。この事業につきましては、当初、今回の法案の政府案では、地域子ども・子育て支援事業には位置づけられておりませんでしたけれども、国会における審議の過程で重要性が共通認識となり、自公民の三党合意におきまして事業として追加するという内容が入りました。これは新制度では、さまざまなタイプの教育、保育の施設、あるいは事業というものが用意されるわけですが、この中で子どもや保護者が自分たちのニーズに一番ふさわしいメニューはどれなのかということをも自分自身で選び取っていくということが必ずしも容易ではないだろうということで、そういったものを当事者の立場に立って確実に円滑に利用できるようなコーディネートが重要だと、このような考え方の中で独立した事業として充実を図ることが三党で合意されたものでございます。

制度としては、新しいものでございますが、同様の機能を持った先行事例といたしましては、全国でいろいろな事業が展開されていると承知しております。2 ページに代表例として横浜市の保育コンシェルジュの取り組みでありますとか、松戸市の拠点事業に置かれる子育てコーディネーターといったものを御紹介しております。

3 ページ以降に検討課題と考え方をまとめております。大きく分けまして、①事業内容の範囲、②実施場所、③事業の担い手という3つの課題に分けておりますけれども、事業内容につきましては、最初に申し上げたような趣旨から申し上げまして、まずは利用者のニーズに基づいて必要な情報の提供、助言を行う。そして、関係機関につなぐための連絡調整であるということになるかと思いますが、前回の部会でいただきました御意見につきまして、中ほど赤字で書いてございます。

利用者が使いやすいように地域の状況等を常時適切に把握し、ワンストップで対応できる窓口が必要であるという御意見をいただいております。これまでいただいた御意見なども踏まえまして、本日、さらに御議論を深めていただきたい点といたしまして、3 ページの下に矢印で整理しております。まず、そもそも本事業の果たすべき役割とは何であるかという点。出発点になります利用者のニーズの把握ですが、これをどのように的確に行っていくのかという点。3 点目、関係者のネットワークが不可欠になりますけれども、これをどのように構築していくのか。その地域に社会資源がない、あるいは少ないという場合に、どのようにニーズに合った資源を開発していくのか、このあたりのことにつきまして、特に中心的に御意見をいただければと思います。

4 ページ、先般、事業の担い手という中で、いろいろ先行事例を見ますと、保育士あるいは社会福祉士等の資格を求めているような例もあれば、特にそのような資格を求めない例もあるようでございますけれども、いずれにしても、事業内容に即して考えれば、地域の子育て支援の把握方法、当事者のニーズ等につきまして一定の研修をやって質を高めていくということが必要と考えられますが、どうか。

赤い矢印でございますけれども、この場合に、この制度全体といたしましては、都道府県が人材の確保及び養成について中心的な役割を期待されているわけでございますけれども、本事業の研修につきましては、どのような主体が行うことが適切かということについて、御意見を伺いたいと思います。

最後に、今後の利用者支援に関する部会での審議の進め方でございますけれども、先ほどと繰り返しになりますが、利用者支援につきましては、新制度の施行に伴い新たに制度化されるものでございますので、いずれ事業の実施要綱のようなものを作成する必要があると考えております。

本日の部会で、これから皆様方からさまざまな御意見をいただきたいと思っておりますが、これをもとに今後我々事務方においてさらに有識者でありますとか、先進的な取り組みをされております自治体、事業者の皆様方から個別に意見を伺いながら、細部の検討を進めまして、その事業実施要綱のたたき台のようなものをつくりたいと思っております。

このため、今後の本部会におきましては、たたき台ができた時点で再度お諮りをし、委員の皆様御意見を伺うことにしたいと思っておりますので、しばらくの間、お時間をいただければと思っております。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

放課後児童クラブ、お願いします。

○為石育成環境課長 放課後児童クラブの基準に関する専門委員会の検討状況について御報告させていただきます。

資料は4-1、4-2になります。

4-1のほうで今後の検討スケジュールを出しております。現在、3回まで意見を出していただいております。4回目以降は、9月30日を予定しておりますので、その段階で関係団体からのヒアリング、実態をお聞かせいただいたりした上で、さらに審議を進めていくという予定にしております。

この部会との関係につきましては、この中に記載しておりませんが、適時、検討状況をまた御報告させていただきながら、この部会でいただいた御意見については、検討委員会のほうに御報告をさせていただき、議論を進めるというような形で進めさせていただければと思っております。

6回目以降でございますけれども、取りまとめは年内をめどにしております。年度内に省令作成、交付という段取りを予定させていただいているところでございます。

4-2のほうに移らせていただきます。これは7月24日のときに論点の整理をしたものを抜粋しております。ちなみに議論は途中でございますので、今後、御意見を聞いた上で進めていくということになりますけれども、1ページ目、基準の範囲・方向性について、整理したものがございます。

真ん中のほうに議論を踏まえた方向性ということでございます。これは総論でございま

すけれども、「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容だとか、放課後児童クラブのガイドラインで示している内容だとか、他制度で定められている基準の内容等を踏まえまして、今後、検討を進めていく。省令として定めるものとガイドライン等で定めるものがあることを念頭に検討していくということで総論的に進めております。

2 ページ目、職員の資格についてでございます。これも真ん中の議論を踏まえた方向性ということでございますが、右側に太文字で書いてございますけれども、職員の資格は「児童の遊びを指導する者」を基本にすることとしてはどうか。全員には資格を求めない方向で検討してはどうか。無資格者については、何らかの措置を設けることとしてはどうか。

一番下になりますが、有資格者とするための研修と職員の質の向上を支えるための研修とそれぞれ検討してはどうかという論点を整理しております。

4 ページ目、人数の関係でございます。人数につきましては、複数配置とすべきという意見が多うございまして、職員配置は複数配置を基本としてはどうか。これらにつきましては、引き続き検討していくという状況でございます。

6 ページ目、以下の参酌する基準ということになりますけれども、施設関係でございます。これも論点を踏まえた方向性のところで専用室・専用スペースを設けることとしてはどうか。これらの意見を踏まえて、1.65の水準を中心に検討してはどうか。静養室・静養スペースの設置をすることを中心に検討してはどうかという議論を進めているところでございます。

8 ページには開所日数、9 ページには開所時間について載せております。いずれも引き続き検討するという形で議論はまだ深まっていないところです。

10 ページはその他の基準でございます。そういった基準のほかにもどのようなものが基準の範囲にあるのか、意見をいただいているところでございます。

11 ページには、その他の基準に関連した論点として、建築、消防法関係のものがございます。

12 ページ、規模についてということでございますけれども、特に規模に関しては職員の配置などとも関係してまいります。規模について基準とすべきかどうかも含めて、どのように考えるかということで議論を進めているということでございます。

また、13 ページでございます。放課後児童クラブの利用手続について、特に論点・検討の視点のところでございますが、市町村での関与についてどのように考えていくのか。利用状況の把握について、どのように行っていくのか、どのような場合に市町村があっせん・調整を行おうとするのか。こういったことを論点にしながら進めているところでございます。

14 ページでは、おおむね10歳未満の児童から小学校に就学している児童に対象が広がったということもございまして、事業の運営に当たり配慮する点について議論の論点にしています。

15 ページ、16 ページでございますけれども、放課後児童クラブと放課後子ども教室との

取り組みの実施に当たって配慮すべきこと。

16ページが児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点についてというところを論点にしながら議論を進めています。

17ページ、その他の事項につきまして、特に企業等が実施する学童保育について。

論点、検討の視点の中では、健全な育成を図る事業を超えるサービスの取り扱いについてどのように考えていくのか。公費の提供を受けていない企業等が実施する学童保育についてどのように考えていくのかといったことを論点にしながら進めているところでございます。ただ、まだ十分議論ができていないという状況ではございませんので、検討の進捗においてこの部会にも御報告させていただきながら、また御意見があればいただいた上で議論を進めさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明のあった利用者支援のほうですけれども、それを中心に御意見、御質問、挙手をお願いしたいのでありますが、16時終了予定まであと5分ということになっておりまして、またさまざまな意見がございますでしょうから、不足分については事務局に直接いろいろお知らせさせていただきたいと思っております。今日のところは、ぜひというところの方について簡潔をお願いしたいと思います。

では、奥山さん、どうぞ。

○奥山委員 ありがとうございます。今日、初めての発言なので、お時間をいただければと思っております。子育てひろば全国連絡協議会の奥山でございます。

利用者支援のことについて、少しコメントさせていただきたいと思っております。このたびの新制度において、利用者の立場に立った利用者支援事業が新設されたことに対して、大変期待している一人です。新制度につきましては、全ての子どもと子育て家庭の施策を総合的に推進するという観点からも、誰もが等しく情報を得て、選択する、もしくは自己決定するという環境整備がとても重要だと思っております。日ごろより、乳幼児の子育て家庭が日常的に通ってきている、子育て支援拠点を運営しておりますが、そこで感じていることは、地域の子育て支援情報は子どもが生まれるまで知らない人が多いということ。公的情報以外にもネットを通じた情報収集や口コミ情報が活用されているということ。あと情報格差もかなり大きいというようなことがあり、親にも地域の子育て支援サービスを学ぶ機会が必要だと日ごろより感じております。

一方で、行政の窓口は敷居に高いと感じる層もいたり、情報の提供の裏には、支援が必要な背景のある人たちが垣間見られます。なぜ保育所を希望されるのか、その裏に、経済的事情だけではなくて、夫との関係ですとか、子どもの発達の問題ですと、外国籍の問題ですとか、情報提供で済まない、その後のアフターフォローが必要な方々もいらっしゃいます。そういう意味では、日ごろより居場所を提供して情報提供だけではなくて、その後のフォローもできるという体制があるのも、今、非常に重要だと思っております。そういう意味では個別支援が必要な層もある一定数はいると感じております。

利用者支援につきましては、ここに例示されているように、保育コンシェルジュのようなものから地域子育て支援でのコーディネーターのようなものまで幅広く考えられる点を踏まえて、また新しい部会でも、多様な観点から検討していくことが必要ではないかと思えます。その上で、市町村によっては、我が町に合わせた利用者支援の方法を選択していく、そういうことが大事ではないかと思いました。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

○小室委員 済みません、出なければいけなくて1分ぐらいで済むのですけれども、いいですか。

○無藤部会長 どうぞ。

○小室委員 ありがとうございます。利用者支援事業について、大変必要だと思っています。その中でも、いろいろ全てあったらいいなと思うものの、非常に急いでいるのがマッチングサービスではないかと思っています。全てを用意しないと始められないようなイメージを持たれないように、一番急ぐ部分のマッチングという機能について強弱をつけてやっていけるような発信の仕方があったらいいなと思っています。

以上です。済みません。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、尾身委員、どうぞ。

○尾身委員 確認のために改めて要望させていただきたいと思えます。

放課後児童クラブにつきましては、社会保障審議会の専門委員会で審議されているということで本日も資料を御提供いただきましたけれども、こちらの論点の抜粋ということになっておりますし、また、子ども・子育て会議の中でも地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけられている事業ということもありますので、子ども・子育て会議の基準検討部会で社会保障審議会の内容を御報告いただけるというお話はございましたが、意見を申し上げる余地のあるタイミングでぜひ情報共有していただきたいと考えております。

内容が、もうほぼ固まって報告だけという形では、子ども・子育て会議との連携がとれないのではないかと懸念しておりますので、そこを改めて要望させていただきます。よろしくお願いたします。

○無藤部会長 大事なポイントでありがとうございます。

山口委員、お願いします。

○山口委員 30秒だけ済みません。今の御発言に関連するのですが、放課後児童クラブの会議のほうでは、株式会社立の代表の方はいらっしやらないと思えますので、その部分に関して記述されたのが17ページにございますが、勝手な議論されると、後々訂正するのも大変だと思えますので、これはもう少し具体的に、例えば29ページを参照と書いてありますが、29ページはこれの中にございませぬので、そういった部分も含めてお示しいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○無藤部会長 非常に大事なポイントなので、ぜひ別な形で事務局にいろいろな情報提供をお願いしたいと思います。ほかにぜひということがございますか。

お願いします。

○吉原委員 放課後児童クラブの対象児童は、小学校に就学している児童ということになるわけです。現在、都もそうですけれども、国においても学校体系の6・3・3制に、今度4・4・4制といった編制の導入を検討されていると聞いています。この点についての今後の方向性であるとか見通し、影響等お考えについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 それでは、事務局からお答えいただきますが、ほかにぜひということがあれば、よろしいでしょうか。無理やり押さえつけるようなことになりまして済みません。

事務局から何か。

○為石育成環境課長 資料に御指摘がございました。資料としては確かに不備がございまして、この中の抜粋という形でピックアップしたものですから、資料のそのページが抜けていたというのはあれですけれども、インターネット上で公開もしておりますので、御参考にしていただけたらありがたいと思います。この中に入れていなかったのは不備だったと思いますので、申しわけございません。

御意見いただいたとおり、経過の中で適時御議論の中で見えてきたことについて御報告をさせていただきながら御理解いただけるタイミングで提示させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。

それでは、本日のところ、最後、押し迫って申しわけございませんでしたが、以上とさせていただきます。

次回の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○長田参事官 本日は、大変活発な御議論をいただきましてありがとうございます。次回でございますが、第5回、9月20日、金曜日、13時～16時を予定しております。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、第4回「子ども・子育て会議基準検討部会」をこれで終了いたします。

お疲れさまでございました。

～ 以上 ～